

第五十五回 参議院文教委員会會議錄第三号

昭和四十二年五月九日(火曜日)

午前十時四十九分開会

委員の異動

四月十九日

多田 省吾君

鶴園 哲夫君

四月二十日

山崎 昇君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 理事

委員

大谷藤之助君

楠 正俊君

中野 文門君

鈴木 力君

北畠 教真君

近藤 鶴代君

玉置 和郎君

内藤三郎君

二木 謙吾君

小野 明君

小林 武君

林 塩君

國務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省初等中等

教育局長

文部省文化局長

谷川 和穂君

岩間英太郎君

齋藤 正君

蒲生 芳郎君

事務局側
常任委員会専門
員 渡辺 猛君

説明員

国立西洋美術館
館長 富永 惣一君

本日の会議に付した案件
○教育、文化及び學術に関する調査
(国立西洋美術館の絵画の購入に関する件)
(昭和四十二年度文部省の施策及び予算に関する件)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
去る四月十九日、多田省吾君が委員を辞任され、その補欠として柏原ヤス君が選任されました。また、四月二十日、鶴園哲夫君が委員を辞任され、その補欠として山崎昇君が選任されました。

○委員長(大谷藤之助君) 教育、文化及び學術に関する調査中、国立西洋美術館の絵画の購入に関する件を議題といたします。

蒲生文化局長より發言を求められておりますのでこれを許します。蒲生文化局長。

○政府委員(蒲生芳郎君) 国立西洋美術館の作品購入の件につきまして調査報告を求められておりましたが、本日、富永館長から報告を申し上げたいと思ひます。

○委員長(大谷藤之助君) 富永国立西洋美術館館長。

御心配をいただき、また御質疑をいただいております。これにつきまして御説明、御返事を申し上げます。これに存じております。

もつと早めに御説明申し上げるべきであつたが、だんだんとおそくなりまして本日に相なつたことを申しわけないと存じておりますが、この御説明に先立ちまして、常々、当美術館が購入しておる場合の方法につきまして簡単に申し上げておきますが、当美術館におきまして、美術作品を購入した場合は、はじめ専門の職員が、当該美術作品につきましては、もちろんその鑑定書、作品の総目録、作家または作品に関する研究書、展覧会にいままで出されたその出品歴等、美術作品の優劣、真贋の判定のための各種の資料につきまして十分調査いたしました上、さらに専門家に委嘱してお調べするところの購入選考委員会に諮問いたしまして、購入の可否、つまり購入してよろしいかどうかという可否を決定している次第でございます。

なお、昭和四十一年度からは、購入価格の適正を期するために、購入選考委員のほかに価格評価委員を委嘱して、購入予定作品の価格評価を依頼いたしまして、そしてその評価額を基準に購入するということとしておるのでございます。こういうふうな方法を原則としておるのでございまして、でも、もちろん三十九年度の購入につきましても、まず第一に、この作品自体につきまして慎重なる調査を行なつておるわけでございまして、すなわち、この問題になっておりますドラゴン作「ロンドンの橋」及びデューフィ作「アンジュ湾」の二つの風景画につきまして申し上げますならば、この二作品につきまして、その専門の職員全部が慎重に調査をいたし、その主題、構図、手法、色彩感覚を検討してまいつたのであります。が、もつと詳しく申し上げるならば、ドラゴンの

「ロンドンの橋」につきましては、ドラゴンがロンドンにおもむいて——一九〇五年から一九〇八年にわたりまして、いわゆるフォーブ時代と申します非常に色彩のあざやかな一時期がございまして。これはドラゴンのみに限りませんけれども、そういう一時期に、ロンドンの橋をいろいろかいておるのでございまして、この問題の「ロンドンの橋」もその一つであると思つて認められるものであります。と申しますのは、まずそれに用いられておりますところの材料と申しますか、そういう方面から研究しておるのでございまして、たとえば、ドラゴンは常々自分でかくキャンパスをつくるのでございまして、手づくりでございます。自分ではさみで切り、そしてくぎを打つというのがドラゴンの常のやり方でございます。この作品もよく分解してみますと、そのとおり手づくりをしてあります。それから、これがどれくらゐの年度をたつてゐるかといういわゆる老化現象、いろいろの老化現象を研究いたしましたところ、五、六十の老化現象をしてゐることも認めておりまして、年代的にも符合すること間違いのないのであります。さらには、それらの色彩でございまして、色彩をいかにして用ゐるかという点につきましても、ドラゴンは常々クレパシオンと申しまして、薄ぬりをいたしまして、そして入念にかくのでございまして、この手法も全くその常法を使つておるわけでございまして、それらの点を見ても、そこに疑わしいものなく、また、これが新しくつくられたということとはあり得ないということも信ずるものでございまして、その他フォーブ時代の色彩の置き方、つまり原色を對置的に置きまして、そして非常に効果を強くするという手法も、これはなかなかむずかしいといふ手法でございまして、これまた今日ドラゴンの正しい作品と称せられる他の作品と比較研究いたしまして、共通するものでございまして、

て、他の余人をもつてして、簡単にこういうものができるとはならないということを認めておるわけでございます。そういうふうな点を諸般考慮いたし、総合的に判断いたしまして、これはドランの真作であると考えて、購入委員会の審議をお願いしたわけでございます。購入委員会におきましても、全員一致をもって購入がふさわしいという結論を出していただいたわけでございます。そういうふうなわけでございます。また、デュフィの「アンジュ湾」の風景にいたしまして、デュフィが南仏海岸を主題にいたしました数多い——これは非常に多い数になります。水彩、グワッシュの作品の一つにこれを加えて見ることはきわめて自然でありまして、いろいろの構図のとおり方その他についての見方等はありませんけれども、これが同じくデュフィの作品手法であるというところは十分に認めることができるのでございます。しかしながら、ただ、そういうわけだけだけの判断ではなく、さらにこれを裏づけるためには、やはり第三者の鑑定を必要としたのでありまして、第三者の鑑定も絶対とは言えないにしても、これはやはり重要な裏づけとしてわれわれは考えております。この際はすなわち「ロンドンの橋」につきましては、フランス在住の公認鑑定人パシッティの鑑定書がついておりまして、パシッティの鑑定書が一つの大きな裏づけと考えておるのでございます。また、デュフィの「アンジュ湾」につきましては、アンドレ・ショレルと申しまして、今日死にましたけれども、十九世紀の終わりから二十世紀にかけての、これも有名な鑑定人でございますが、これも間違いのない鑑定書を持つておるのであります。これらを総合いたして、この作品が真作であるということも信ぜざるを得ないのでございますが、一体この鑑定人があっても、あるいは鑑定書があっても、その鑑定書が実は怪しいのではないかということもよく言われるところでございますが、こういう点も考えまして、一体このドランに付せられているところの鑑定書について、直接フランスの

パシッティ、その人に問い合わせをいたしたのでございます。これはあなたが確かに鑑定し、間違いのないと認めたものであるかということを写真にとり、その旨を問い合わせました。さっそく返事が来まして、まさしくこれは私が書いたものであり、これは真作であるということを書いておるという返事をもつたのであります。さらに、もう一つのデュフィのほうの鑑定書、これはすでに死んでおりますが、その子供も同じく画廊を開いておりますので、この子息のショレル、これは日本にも来たことがあります。これに手紙を出して、この鑑定書の真偽を確かめたのであります。これからもやがて、これは少し返事がおくれかもしれませんが、返事が参りまして、これは父の書いたものに間違いはないということで、父がまさしくこれを鑑定したという返事が参つたのであります。それらによりまして、これらの鑑定書も本人が書いたものだとは判定せざるを得ないのであります。

この際、一体、公認鑑定士なるもの、フランスにおける鑑定人なるものはどういうものであるかをちょっと申し上げておきたいと思うのでございます。フランスにおける鑑定人は、裁判所によって任命される法定鑑定人、パリ地区競売人連合会によって公認されます公開売り立て場の立ち会い鑑定人となる公認鑑定人、それから、税関によって委嘱される鑑定人がございます。同一人がこれらの数種の鑑定人になることもあり得るのでございます。フランスにおきましては、鑑定人の意見は非常に重要視され、権威を持つておりまして、これにパリ地区競売人連合会によって公認された公認鑑定人は、自分の鑑定意見に対して三十年間の責任を負うことになっております。もし、公認鑑定人に非行または重大な過失があるときは、登録から直ちに削除されることになっておりまして、その責任は非常に重くみられておるわけでございます。さて、このパシッティ及びショレルの信頼度について申し上げますが、また駐仏日本大使館を通して調査してもらったのであります

が、パシッティ氏は現在公認鑑定人と登録されているうちの中でも最も著名な人の一人であつて、法定鑑定人に委嘱されておる人であるということでありまして、ショレルは——これはもちろん父のほうであります。もうなくなったのであります。故人であります。現在、登録簿には登録されておりますが、生前はフランスにおいて最も信頼された公認鑑定人であつたということを報告してまいっています。両人の信頼度につきまして、今度はフランス国立近代美術館に照会いたしましたところ、パシッティ氏も、ショレル氏も、パリではよく知られた鑑定人でありまして、私は、両人とも、疑わしい作品に鑑定書をつけて、自分の名声を危うくするようなことをする人であるとは思いません」と回答してまいりました。フランスには、国の管理下にある公認の競売場が各地にありまして、絵画、骨とう品、家具等の競売を実施いたしております。その競売の立ち会い人は、裁判所所属の公吏、公正証書をつくる権能をもつて政令で任命されております公吏であります。その立ち会い人の連合会は、半官的規約をもっている公的機関であります。その一つであるセーヌ地区競売人連合会の事務局長ギョーマン氏に手紙を出して同じく照会いたしましたところ、「競売人連合会が公認する鑑定家は、その職業的能力に関して、誰からも異論のない、完全に有能と認められた人に限ります。また、連合会は、鑑定家を公認するにあつて、完全な道徳的潔白性を必要条件とします。ショレル氏は、かつて、フランスの公開競売に公認された、きわめて偉大な鑑定家でありまして、彼の息子パシッティ氏は、現在パリ競売人連合会公認の鑑定家であり、フランス市場においても、国際市場においても、完全な名声を保っている人であります」との回答がまいりました。それから、なお、国内で西洋の作品の価格を専門に研究しておる研究家があるのでもございます。この特殊な研究家にも尋ねましたところ、ショレル氏は第二次世界大戦後、パリにはらんしたにせ給発見の功績で、「贋絵発見の神様」と称せ

られたほどのすぐれた鑑定家で、十九世紀の作家コロから印象派までが専門であるが、セザンヌ、ゴッホ、デュフィについてもすぐれた鑑識眼を持つておりましたという返事でありまして、つまり、ショレルの鑑識を裏づけているわけでありまして、こういうふうなわけでございまして、パシッティ及びショレルの鑑定書の信頼性につきまして、先ほど申しましたように、パシッティ氏の鑑定書について、鑑定書、作品の写真と同様に送りまして確認を求めたところ、間違いなく自分の鑑定書であるという回答があつた。ショレルの鑑定書につきましても、同様にその鑑定書及び作品の写真を息子のショレル氏に送付して確認を求めましたところ、兄のパシッティ氏にも見せた結果、間違いなく、父のショレル氏の鑑定書である旨回答してくれたという手続を経て、私どももこれは間違いなき鑑定書である。鑑定書の信頼度を高度に認めた次第であります。

それからまた、ドランの未亡人の鑑定書がきているのであります。ドラン未亡人の鑑定書も、未亡人のことだから書いたのじゃないかという疑いも、場合によつては起こり得るのでございますが、フランスでは、非常に鑑定書を書くというところは重大なことに考えておりますので、そう簡単に書くわけはないのでございますが、この点も、まず第一に、フランス国立近代美術館に照会いたしましたところ、「ドラン未亡人は、もちろん、夫の作品の真偽を鑑定する能力を持つている人です」との回答がまいりました。それからまた、ドラン未亡人の鑑定書の信頼性については、直接、たかどかかき問ひ合わせしたのでございます。確認を求めたのでございますけれども、その返事いたしましたしましては、間違いなく自分が書いた鑑定書であるという旨の回答を得たのでございます。

それからまた、鑑定書の書き方でありまして、これは法的に一定した書き方がきまつておるわけではございませんが、駐仏日本大使館に調査を依頼しましたところ、鑑定書の書式につきまして

は、別段、法的な規定はなく、各鑑定人の判断または当事者の依頼によりまして、最も適当な方法で記載することになっていて、最も適当な方法ですが、鑑定書に題名の記載のないものは鑑定書の裏に、これは真作であるとか書くのでございませうが、題名が書いてないものは鑑定書として不備ではないかという御質問もあつたかと思うのでございませうが、この点につきまして、パシッティに照会いたしましたところ、「鑑定は、題名についてではなく、作品それ自体について行なうのであって、鑑定書は、作品の白黒写真の裏に、この複製された作品は……」というところから始まり、「その寸法、材質、署名の有無（署名のある場合には、その位置）を記載することになっております。」との回答があり、この方法が一番広く使われているのであります。鑑定書には、題名の記載のないのが普通であつて、題名の記載のない鑑定書が不備な鑑定書であるというとは言えないのであります。

それからまた、この前、御質疑があつたかと思うのでございませうが、ドランの作品の「ロンドンの橋」が、ジョルジュ・イレールの「ドランの橋」という本に掲載されてないのはおかしいか、ですから疑わしいのではないかと御指摘もあつたかと思ひますが、この本は、ドランの作品の総目録でもありませんし、ドランの著名な作品で掲載されてないものも数多くあるものであります。この書物に載っていないの理由をもつてこの作品を疑うことはできないのであります。たとえば、フランスの国立近代美術館には、ドランの作品が十数点所蔵されておりますが、その中に、さきの中で、フランス国立近代美術館所蔵のドランの作品として掲載されているのは、わずかに一点であります。図版十四であります。ただの一点でございませう。なお、この書物について、フランス国立近代美術館に照会いたしましたところ、「イレールの著書は、作品の総目録ではありません。ドランの疑いのない真作で、同書に複製されてない作品は多数あります。また、図版十四の作品は、当館

の所蔵品ではありません。」にもかかわらず、近代美術館の所蔵となつております。こういうふうな回答をしてまいりまして、この書が必ずしも權威あるものであるといつていいないのでありまして、ひとつのこれは参考の図書であるといつてよろしいと思ひます。なお、ドランの「デュフィの総目録、カタログ・レーゾンネ」と申します全部の作品を網羅するところの総目録は、現在のところまだ出版されてないのでございませう。

さらに、これらの二つの作品が一体どういう来歴を持つてゐるかという点も調べなければならぬ点なのでございませう。これはなかなか調べるのは困難なのでございませうが、ドランの「ロンドンの橋」につきましては、一九六四年にニューヨークにおけるドランの回顧展が、大きな展覧会が開かれまして、その展覧会に出品されております。この展覧会は、ドラン未亡人によって組織された、当時非常に有名な展覧会でありまして、フランス国立ルーブル美術館からも出品されてあり、一九六四年十一月版のアメリカのアートニュースという美術関係の雑誌にも、きわめてこの展覧会がすぐれた展覧会であるとの評が掲載されてありまして、この展覧会の目録にこの問題のドランの「ロンドンの橋」が掲載されております。つまり、明らかにこの展覧会に出品されたということが、そのことでわかるのであります。また、デュフィの「アンジュ湾」につきましては、これはボン・ロワイヤル・ホテルの画廊での展覧会の際に出品されたということが、この出品作品の裏に示されておるのであります。また、このときの展覧会の目録には、出品されても、数点の作品が番外作品として出品されておつた、そのうちのひとつであつたために、そのときの目録には名前が掲載されてないのであります。

それから、さらに、この来歴について申し上げたいと思ひますが、いま申しましたように、その作品がどこの所蔵のものであるかという経歴でございませう。ドランの「ロンドンの橋」の

ほうは、フランスの十九世紀末期の最も有名な収集家であり、画商であつたアンボワーズ・ボラーという人の所蔵にかかるとありまして、それから後にカイゼル、これは出版業者でありまして、そのコレクションの中に入りまして、それをさらにまたルグロ氏が購入して同氏のものになつたわけでありませう。それから、デュフィの「アンジュ湾」のほうは、もとアリ・カーン氏のコレクションに所蔵しておつたものであるということがわかつておるわけでありませう。

そういうふうなわけでございませうので、できることなら、さらに何らかの科学的な方法においてこれを裏づけするようなことが今後考えられなければならぬのでございませうが、現在の段階におきましては、十七、八世紀以前の古い作品につきましては、科学的な実験をおりおりいたしてあります。また、五十年とか六十年程度のものについては、科学的な方法というものは確立してありませんが、先ほど申しましたように、まずカンパスというものを検討するといふふうなことで画布を分析するわけでございませう。大体、画家は、通じて同じカンパスを使うわけでございませうが、先ほど申しましたように、ドランの場合には手づくりをするといふような特殊な秘法を持つておるのでございませうが、それをカンパスは同じような形、同じような性質でもって示しておるわけでございませう。これは同じものだとわかるを得ないわけではございませう。それから、いま申しましたカンパスの下地づくり、それから、いま申しましたようにカンパスの老化現象——老化現象というものは、顕微鏡、レントゲンその他の方法において、やや科学的な手段を用ひましてこれを分析することがある程度可能でございませう。これによりまして、先ほど申しましたように五、六十の老化現象を示しているということを証明することができわけでございます。

次に、購入価格について申し上げたいと思ひます。と申しますのは、この購入価格が高価に過ぎるのではないかと御指摘があつたから

でございませうが、当美術館におきまして美術作品を購入いたします場合には、その真偽のみならず、西洋美術作品の欧米における公開の売り立て価格というものを一応調べるのであります。ロンドンのサザビの売り立て、これは年々、アンニアルとして年報を出しますので、大体その年にどの価格をもって売買されたということが——これはしかし、業者間の価格でありますから、一般価格よりもかなり低いのであります。これなどを基準といたし、また、その他なるべく資料を集めて調べるのでございませうが、しかし、そういう資料が十分集まる場合と、なかなか集まりにくいという場合も、作家によつてはあります。で、作品を購入する場合の価格決定のためにも、参考資料をできる限り尋ねまして、さらに購入選考委員会に諮問して購入価格の適正を期した次第であります。で、ドランの「ロンドンの橋」を幾らで買ったかと申しますと、二千二百三十二万円で購入したのでございませう。これは高過ぎるのではないかと御指摘もあつたのでございませうが、次の理由によりまして私どもは不当ではないと信ずるのであります。

まず、ドランでございませうが、ドランは御承知のように、第二次大戦の敗戦後——フランスが負けてましてドイツ軍が占領いたしました期間中、ドランはドイツ軍に協力したわけなんです。ドイツ軍の文化事業を助けたのです。そのために、戦争が済んでから国賊とばかりに非常に排斥されて、一時はその存在すら忘れられかけたのでございませう。ところが、次第に年月がたちまして、ドランも、そういうことをしたけれども、しかし、画家としてなかなかやりくりつた画家だつたといふので、次第々々に名誉を回復してきたのでございませう。そうしてゐるうちに、価格も、安かつたものが、ほとんど捨て値であつたものが、どんどん上がつてまいつたのでございませう。これは年を追うて上がつてきて、その点は別人のような上がり方をしたのであります。その点はいまのようなことではございませうが、ことに近年に至りまして

フォービズムと申します一九〇五年から八年にかけての色彩あざやかな、印象派の色彩を絶頂に持ったような色彩本位のものになりますと、これは世界の市場が全部目をつけて買いますので、驚くべき高価に騰進しつづけます。今日も、なお年々とも上がつておるようなわけでございます。われわれももちろんなるべく安く買うということを目標といたしますので、慎重にこれらを研究するのでございます。この作品はちょうど、いま申しましたフォービズムの、一番世界からさがされてその時期のものであったために高価であつたのでありますが、これを他の売り立てと比較いたしますと、やはり「ロンドンの橋」と同じようなフォービズムの連作の一つであります「テームズ河」という絵は、大体同じくらい、少し大きな絵であります。これが一九六五年のロンドンにおける売り立てのときは三千二百萬円で落札されたわけでございます。しかし、フォービズムの時代と縁故のないものは存外安く、その二、三年前までは売られていたわけでございますが、大体、六一年を越すと急カーブを切つて上昇してきておるのであります。今日もなお上がつておるのが実情でございます。ドラゴンと並んで、たとえばこれは一つの参考ですが、フォービズムの作家として有名なブラマンクのもの、同様にくつわを並べて上がつてきておるのでございますが、「ル・アーブルのドック」という少し大きな絵でございまして、一九六三年にはロンドンにおける売立てで約二千三百万円で落札されておるのでございます。この絵はいわゆる総額と申しますか、時価がこの作品だけが特に高いということはないのでございます。この点御安心願いたいと思つてございます。なお、しかし、それでも広く比較したいと思つて、これまたフランス近代美術館に問い合わせましたところが、フォービズム時代のドラゴンの作品及びデュフィの作品の値段は、現在ではきつめて高いということについては私も同意見であります。それからセーヌ地区競売人連合会事務局長ギョーマン氏に対しても

問い合わせましたところ、「ドラゴンの油彩作品に、貴下の払われた価格は、正常のものと思ひます。」「パリのルイ・カレの、最も一流の画廊の一つであります。ルイ・カレの画廊にも問い合わせましたところ、「あなたの言われた両作品の価格は、適正なものであると思ひます。」「それから先ほど申しました日本における西洋美術作品をおもに研究されておる研究家にも意見を問い合わせましたところ、フォービズムの作品の価格は一九六一年以降高騰しております。国立西洋美術館が購入したドラゴン及びデュフィの作品の価格は不当ではありませんが、回答をいろいろ他の作品との比較において御回答いただいたわけでございます。こういうふうなわけでございまして、私もできる限りの手を尽くしてあれやこれや考えたいと、決して不当な価格でもなく、偽作でもないという結論をかたく持つておる次第でございます。

ただ、これを購入いたしましたその画廊は、つまりルグロという人物でございまして、今日ではアメリカの国籍を持つておる画廊でございまして、この人物についてはくわしい経歴は実はよくわかつておらなかったものでございますが、これにつきましても、一応ルグロとはどういう人であろうかということをおフランスに、二問い合せたのでございます。それらが両方とも同じように、過去約十年間画廊をしておるけれども、いまだかつて別に悪評を聞いたこともなければ、悪いことをしたということもないという返事でございまして、パシッティ氏にも聞きまして、最近十年間、画廊を営んでおり、彼に關して何ら悪い噂は聞いていないし、また、自分としても悪い人だとは思つておりませんという回答が来まして、特に悪い者だということには考えなかつたわけでございます。ただ、ルグロに關係いたしました、ごく最近に至りまして、新聞の報道でございしますが、新聞を通じて見ますときに、ルグロ並びにルグロの秘書にあたる者が不正な商売をし、あるいは偽作を手がけたということについて、いま

司直の手によって調べられているという報道を得たのでございまして、この点につきましては、やはりこれがまだ調査続行中であると思ひまして、今日まだ何ら真相を把握するわけにはいかないのてございまして、はたしてルグロ氏がどういふことをした、あるいはその秘書がどういふことをしたということは、今後の調査によって考えなければならぬと思つてございまして、そういうことによりまして、この作品の真偽というものが、そういうことと結んで、あるいは質疑といふことに相なるかと思つてございまして、先ほどから申しますように、作品自体はいろいろの点を考えまして、むしろ偽作といふことを証明するほうがなかなかむづかしい。真作といふふうに見る見方のほうにいろいろ根拠が多いのでございまして、私もこれはこれに對しては疑つておらないのでございまして、こういう画廊がもちろん真作のものを持つておるし、あるいは偽作をも持つておつたのかもしれないとせんけれども、そういうふうな不幸な事件が起つたことは事実でございまして、そういうことを考えまして、御指摘のように、われわれが購入いたします場合には、今後きつめて慎重に——いままでも十分慎重に取り扱つたのでございまして、こういうふうなこともあるわけでございまして、そういう購入先等ということにつきましては、あくまで慎重に、細心の注意を払いまして、嚴重に對処しなければならぬといふふうな考えで覺悟しておる次第でございまして、それから、そういうふうなことで、現在のところ、また、いまの事件がどうなるかといふことについては、私も是非常に關心を持つておりますので、公式な機關を通じて、その後どうなつたかといふ事態を把握するように今後も努力するつもりであります。

以上、長々と申し上げましたが、御質疑の要点につきまして、一応御説明申し上げたかと思つております。そういうわけで、両作品とも真作であり、また購入価格についても不当ではないと存する次第でございまして、しかし、何と申しまして、今後、国の予算に基づいて購入いたしますと

いうことでございまして、作品購入につきましては、いまも申し上げましたけれども、特に慎重を期したいと存する次第でありまして、小林委員の御質疑、あるいは御指摘の趣旨を十分体しまして、今後一そうきびしく購入をいたしたいと、そういうふうな考えをおるわけでございまして、これをもつて私の説明といたします。本件に對し質疑のある方は順次御発言願ひます。

○委員(大谷藤之助君) 本件に對し質疑のある方は順次御発言願ひます。

○小林武君 私はこれは答弁は要りませんが、文部大臣にひとつ要望したいことがあるんです。先ほどちよつと予算委員会申し上げましたが、文部省に對して、私はこれだけの長いことをおっしゃるわけですから、特にまた富永館長は御専門の立場から非常に該博な御意見を述べたなられたが、これで委員だれもおそらく困ると思つた。したがって、政府のほうに對して、文部省に對して、私は当日はやはりメモ程度でもいいから各委員に配つて、理解を十分深めたらどうかという申し入れをした。あなたにもその点はそこをやるべきだと前から言つております。

きょうこれを一つ、これもうちの鈴木理事から請求があつて一つだけ出した。私はこれを見ながらやつたら富永先生の話は全く内容を把握するのに便利だ、そういう労苦をとらないでやつたが、文部大臣、私は納得いきませんよ。いま富永館長のおっしゃつたように、これはやはり重大なことです。これはいまお互いが責め合ふとか何とかいふ問題ではなくて、重要な問題を國會の中で審議するといふ立場からいって、私はそういう態度を改めてもらわなくちゃいかぬと思う。何かわれわれ考へると、そういうことを、しつぱでもつかまされたら損だといふような、けちな根性があるんじゃないかといふことを疑いたくなるんですよ。それはもう富永館長の御意思では毛頭ないことはわ

かつておられるけれども、文部省がそういうことをやるといふと、お互いにうまくないことができると思ふんです。

それともう一つ、これは富永館長に冒頭にお尋ねしておきたいのは、おくれたことは申しわけございませんというふうなお話がございましたが、私この質問をやったのは四十一年の二月十七日なんです。そうして、そのときには、私は何といつても専門でも何でもありませんから、お互いに日本の美術の発展ということを願って言っていることだから、このことは国会の中でやっぱりはっきりけじめをつけたほうがよろしいということになったら、これは早急にやるべきことなんです。

これだけのことを述べられたが、私は一つも納得していない。これから納得しないことを申し上げますけれども、——しないけれども、いままでも何度かやれば解決がついた。いままでも延ばしたというの、これは館長としての御意思によるのかどうかというところで、私は再々これについてはひとつやってももらいたいということを理事にも話したことがある、やっぱり早くやってももらいたいということを話した。これはどちらです。どちらの意思なんです。館長がそういうことをする必要がないとおっしゃったのか。なお、もう一つ申し上げておきますが、なかなかおもしろいことが書いてある記事もあるんですよ。週刊新潮だと思ひますが、富永館長いよいよ立つというように、これもずいぶん古いあれですが、実はこれを見て私もぐっときたのですけれども、「真贋論争」にエース富永の登板、「屈辱的敗戦から一月」、これは挑発的に若干書いていますけれども、その中で「小林議員はたしかによく調べている。だが、いくつもの、落し穴」があることも事実。私は彼の疑問点にすべて答えられるように、調査を重ねた。一月月という三月です。それから富永館長は、さらに、「フェルナン・ルグロの人物や作品の展覧会歴について、ちゃんと申開きができる。」「こういうふうな断言された、この中では出ている、こういう意気込みでいらっしゃるわけ

ですから、これはやっぱり早くやらぬという感情になりまして、そこらあたり私は富永先生の御意思ではなくて、どこから、やるなやるなというあれがあったんじゃないかと思ひますからお尋ねするので、あなたはそういうことをするの、がよいと思ひて、あなたの御意思でやったの、それを先に聞いておきたい。

○説明員(富永惣一君) 私といまして、御質疑をいただいたおきからして、できるだけ早い時期に御返答申し上げたい、こう常々思っております。昨年もうそういう時期がくるのではないかと私は考へておったのでございますが、こちらから御答弁申し上げたいという意思も表明したときもあつたと思ひますが、だんだんと延びてしまつたのでございまして、私としてはもちろんいつでも御返事したい、こういうふうな思ひております。

○小林武君 富永先生の御意思はわかりましたから、あとは言ひません。言ひませんけれども、それは文部省よくお考え願ひたいと思ひ、そういうことを今後。

そこで、富永先生、これは私信でございますからお見せするわけにはいきません、いきませんけれども、パリからの手紙です。この中の関係のことだけ読み上げてみますという、時に、まことに突然ですが、昨夕及び今朝のフランス全紙は、第一ページに大きな活字を使った見出しで、国際絵画の贋作事件として大騒ぎが始まつています。マルケの未亡人のところへマルケの偽作を持つて鑑定書を頼みに行つた骨とう屋がある。マルケ未亡人はその偽作であることを見破ると、本人に返さず、警察に訴へてしまつたのが事の起りである。

絵の場所は、パリの高級住宅地に豪壮なかまを構へてゐるXという男である。この国際的に絶えず動いてゐる四十から五十の男Xについては、名前もまだ伏せてゐる。贋作をたくさん買ったのはアメリカのテキサスの大富豪である、コレクターである。日本の国立美術館とあるので、ばくもびつくりしてしまつたのです。デューフィ、ドラ、ブラ

マンク、マルケ等の偽作についてしきりに書かれていますが、アメリカのテキサスならいざ知らず、われわれが、日本の国立美術館には専門の大家がたくさんおられるのだし、ばかを言へど、私は言つてゐるのですが、日本の国立美術館がドラの贋作を買ひ上げると、これだけパリ及びフランスの全紙にはつきり書き立てられては、国として、美術館として黙つていていいでしょうか、いまや日本は世界の美術園として権威を持つてゐる、この国立美術館にけちをつけられるようなことはたいへん困つたものだと思ひております。

これほどの美術贋作事件を大々的に全新聞社が扱つたのは、長い私のパリ生活の間でも初めてのことであります。これも書いてゐる、あるいは巧妙な鑑定書のつくり方等、各紙は詳しく書いて、その道の人にはなかなか興味のあるものだ、こう書いてある。このことはあとで館長が話されたルグロの問題を中心とするのであります。館長はどうですか、その新聞をお読みになりましたか、コピーですけれども、私は持参しております。これ全部読んだら日が暮れますが、パリジャーナル、ル・パリジャン、フランス・ソワール、フィガロ、これだけの新聞のあれは日本に訳したのを持っております。この事件についてあなたは新聞をこらんなつた、たとへばいま私が申し上げたような新聞をこらんなつておりますか。おつて、またルグロに対してあなたはいまでもこの中に書かれてゐる信頼をお持ちなのか、それから国立美術館のさまたげないままでも申されたことですね、私はあなたのこの絵に対する、とにかく専門家としての見方は間違ひがないということにつきまして、私はこれは何もうことはありません。

それはあなた自体に信念が私が変わるか、そんな大それたことをやる立場ではない、ただ私は、そういうあなたの信念を裏づけるさまたげな条件について、あなたはいままで述べられたことについては納得はしておらぬのです。まず第一に、私はルグロの問題を取り上げていくべきだと思つておりますから、それでいま申し上げたので

すが、中身について特にいま時間の関係上申し上げませんけれども、あなたのお読みになつてゐるかどうかといふことを確かめておきたい。

○説明員(富永惣一君) いま御指摘のありましたフランスの新聞に出された記事は読んでおります。いま申し上げましたように、フランス・ソワールが一番早いと思ひますが、フランス・ソワール、その後続いてフィガロ、あるいはル・モンド、これは読んでおります。比較してみますと、一番初めに出了たフランス・ソワールの記事が土台になつて、記者会見等で多少違つておりますけれども、大体同じようなものでございまして、その後出るたびにフランスから送つてきてもらひまして、どういふ情報があるかといふことをなるべく詳しく知りたいと思つて調べている最中でございまして、これをだんだん新聞記事を追つて読んでおります。確かにルグロなる者の問題を中心にしてあるものでございまして、これが新聞の文章からいひましても、まだルグロがそういうことをしたのかどうかといふことを決定するような段階ではなくて、調査中というふうなことで、はたしてこれがどういふことになるのか疑問符がついてゐる書き方でございます。またそれに付随してあります秘書がございまして、秘書がいろいろ偽作を取り扱つたといふことも出ておりますし、それをいま調べてゐる、税関でも調べておるという段階で、これはしかし今後調査が進むにつれてもう少しはつきりしてきますが、いままでの段階は、推定の上に出してゐる記事でございます。私、全部読んでおりませんけれども、大半には目を通しております。事の成り行きがどういふふうになつてゐるのかの大半は承知してゐると思つておりますが、そういうことをもとといひまして、それだからルグロのものを買ったから、これは悪いのではありませんかといふふうなうちに結論することは私はできないのでございまして、確かにそういう事例が現在起こつてゐることは事実なんです、これに対してはルグロが、あるいはどう

いうふうな正体か、どういうふうなことであるかというのをもうしばらく成り行きを静観してみたいと思っております。そういうこと、それから作品の真偽ということ、これはもちろん関係が非常にあることであると同時に、だからといって直ちにルグロが手がけたものはずべていけないんだということには相ならないので、むしろ、ルグロが取り扱ったものでも、その作品自体の研究によって真偽はきめるべきだという考え方をとっておるわけでございます。一応そういうことでございます。

○小林武君 やつぱり富永先生は専門家としての見識をお持ちであるということが、逆にばくは非常にあふない落し穴におちいるそのことになると思うのです。これ、公平に言って、専門家と専門家が、これは贋作である贋作でないという論争をわれわれが見れば、これは利害関係も何もない、国のことも関係しないことであれば、これはたいへん興味あることですわ。両方がうちくを傾けて真贋をやるということであれば、これは興味がありますけれども、これが学問上の論争であれば、かれこれ第三者が言うべきあれでもないし、ましてやここで取り上げるべき問題じゃない。しかし、これは国の費用をもつて、しかも国立西洋美術館というところに陳列しておくということになれば、これはそれはいかぬです。だから、あなたがルグロから買おうが、だれから買おうが、作品さえよければいいということをおっしゃるの、これは専門家の御意見としては何か理解できるものであるけれども、西洋美術館長としてはこれは私は納得のいかないことだと思っております。あなたは鑑定書のことについてもいろいろ述べられた。私は大体あなたと同じようなことを述べた。鑑定書の問題についても購入先の問題についても、そういう条件を十分あはれて、とにかく間違いないというやり方をやらないという、国の予算を使つてやることですから、これは信念だけではないかぬし、私の知識をもつてそれを判定するということとはやつぱり危険だと私は

は思います。だから、そういうことはやはりおっしゃらないほうが私はいいんでないかと思うのです。

そこで、私は、何といつてもフランス在住の一人の人から、しかもそのうちの専門家の方から、驚くべきことが起こつたと、そして買われたのは、フランスではとにかく日本の美術館だということになっている。そしてルグロという人物については、とにかくフィガロを見てもあるいはどの新聞を見ても、これはやつぱりりば人間だとは書いてないです。助手のこともあなたは強調されますけれども、助手も悪いことをやつたかもしれないけれども、その助手との関係について一体どういう男であるかということになるとまことにこれはどうもあやしげなことになる。しかも、パシッテイのことを話した。パシッテイとの人は同じ経営をやっている顧問です。共和製糖の社長と顧問とどういう関係があるかということになったら、話にならぬじゃないですか。同じ穴のムジナということになる。われわれが、げすな人間が言うことこれはそういうことになる。そういう人間が鑑定したということになる。どういうことになるか。あなたは鑑定書の中に題名のないのはあたりまえだとおっしゃるけれども、これは私は納得いかぬ。私もそのことについては調べた。しかし、少なくともいま絵を買うというところの中には、鑑定書に題名がないなどということはおかしいということがここに書いてあります。だから、あなたが非常にその絵に対する自信をお持ちになつておることについて私はある程度理解できるのです。非常に先生が一つの見識を持つてこの絵は間違いないという信念をお持ちになることについては、その意味では私はむしろ敬意を表します。敬意を表しますけれども、敬意だけではいかぬのです。だから、あなたは、このルグロの問題を一体どう受け取つておるか。私は嘉門さんに聞いたときに、ルグロという人間は悪い人間とは言わなかった。あなたも言わなかった。しかし、その当時からルグロというのは一筋なわけはいか

ぬ人間だということは、われわれはとにかくつかんでおる。広壮なる邸宅に、一億何千万フランとか何とかいうアパートに住んでいるものすごくえらい男だそうだけれども、しかし、どうですか、フィガロの文章を読んでも、なかなかフランス語はむずかしいということ、きのうよく読む人の話でよくわかりましたけれども、表現がむずかしいとか何とかいったところで、これはもうたいへんなことですよ、この中に書かれていることは。ルグロに対する信頼なんというものは一つもない。パリの某商売人がみづから絵かきに一流画家の贋作を描かせ、外国に売り出している。その人は巨匠の遺族から真作証明を手に入れる。これは常套手段——手口なんです。必ず巨匠の遺族から真作証明を手に入れる。詐欺師の名はあがつていました。これまでどうしてもつかめなかつたその詐欺師某をマルケ夫人が訴えた。しかし、こ

こでは名前を出してないが、その最後のところではその男はルグロだということになっているのです。その男はルグロだということになっているのです。そうなら、私はあなたが単にいままで言つたようなことで、贋作ではございませんとしようなどでは、国民の前に納得させることはできないじゃないですか。これはたつた一つ残されたものは、あなたの、とにかく私の目ですと、こういうことになるだけではありませんか。私はそういうことでは美術館長としての責任は取り足りないと思うのです。どうですか、その点。

○説明員(富永惣一君) このルグロの、先ほど申しましたが、ルグロが実際にどういうふうな手口でどういうことをしたかということにつきましては、ただいま取り調べ中でございまして、確かにこれにつきましては十分今後取り調べをこちらとしてみたいと思つておりますけれども、ただいまの段階では即断してどうこういうことが言えないものだろうと思つております。しかし、いままでも御指摘がありましたように、購入に際しましては、きわめてこういう重大なことに関係するから慎重の上にも慎重にして買い取り先を厳

重に吟味しなければいけないということで慎重に考えております。まあルグロのことにつきましては、いましばらく調査を見た上で考えたいと思つております。

○小林武君 それからあなたは、先ほどの中に、ドラム未亡人は、この絵がほんとうであるかどうかというこの鑑定の能力がある、こういうことをおっしゃつた。私はアメリカの側の調査の結果をここで読み上げます。高齢で、事実上めくらである——八十ですわね。事実上めくらである。ドラム未亡人が真正であるという鑑定づきでやつたということについては疑義がある。目の見えな者が一体真正なるものというものを一体あなた

は……ばくはそういうふうな手紙をもらっているのだが、あなたはそれをどういうふうな、ドラム夫人はそれだけの鑑定の能力があるということをお認めになつたか教えてもらいたい。

○説明員(富永惣一君) 先ほどドラム夫人、未亡人は能力があるということをおし上げましたのは、パリの国立近代美術館に照会いたしましたその返事でございまして、そのとおり申し上げたわけでございます。その手紙の中で、ドラム夫人は最も夫の作品の真偽を鑑定する能力を持っている人ですという回答をいただいたということを申し上げたのでございます。パリ近代美術館を信頼してドラム夫人のその能力をたしたわけでございます。その返事でございまして。

○小林武君 もう一つ、ドラム夫人は、この種の事件を何度か犯して非常に信用がないということについてお調べになりましたか。私は調べている。

○説明員(富永惣一君) その点につきましては、これまでどういうことを犯したかということについては存じておりません。ただ、今度の事件につきましては、ドラム夫人がやはり過去において間違ひを犯したことがあるというようにことを言つたという記事がある新聞に一つ出ておりまして、それだけで存じておるわけでございます。

○小林武君 ドラム夫人が過去においてどうい

ことをやったかということについては、これはもう、あったことだけは事実です。しかし、そのことをもって何でも律するということにはいかぬということも、これはわかります。わかりますけれども、とにかく八十で目の見えない人が、これが夫の作品でございまして、どうもこれを、これがやれるという人は、どんな常識は、ずれの人でも、私はなるほどと納得しないだろうと思うのです、これはね。

それから、私の持っているパシッティからのあれでは、ルグロについてはときどき怪しげなものを待ち歩くのであれだということを書いてある。パシッティは、ルグロに対して、たいへんあなたの調査だという信用のおける人間だということを書いてあるけれども、私の持っているあれではそうではない。これは前回も申し述べている。だから、この種のことというのは、まことにどうも裏の裏のあることだ。だから、私は富永館長にも同情しているのです。そういう怪しげなものを東京の帝国ホテルで買わなければならなかったという、そういう仕組みにもよくは名のある場所に行つて、堂々とやはり信用のあるところへ行つて、しかも、それに加えるにあなたたちのような専門の方が行けば、これは間違いないやつを買つてくれるのに、それに一体、予算がないとか、やれどろだとかということ、あわてて買わなければだめだというふうないまの予算制度の中で問題点があることは同情します。同情しますけれども、あなたのおっしゃることは、この一、二点を突つてみて、とにかく一面的じゃございませんか。

私にそれを信頼せよといったって信頼できませんわね。ただ、私がいいかげんに聞いているのでないことだけは、ここに前のやつをそのまま持つてきていますから、ごらんいただければよくわかる。材料は私のほうではそろっている。あなたのほうは材料をお持ちにならぬ。この文章だけが材料のようだけれども、私は材料を持つています。どうですか、富永先生。私はその点で、あま

りあなたがだいたいようぶだというようにことを断言なさるものだから、私はきついことを言うのですが、腹の中では非常にあなたのお立場というやつを理解しているつもりです。理解しているけれども、こういうことで国会という場所とか、国の予算でものをすることのときには通用しないということを申し上げているのです。この絵のいいとか悪いとかということであれするならば、それは専門家同士の間ならばどんな話が出て来ても私はあなたの味方になつてもいいし、何でもいいんですよ。しかし、納得のいかぬ限りはこれはだめだということなんです。だから、私は何かあなたの談話の中にも書いてあるのでありますが、これはあなたが言ったことかどうかよくわからないけれども、なかなかよく調べてある、調べたといつたって、ほんとうによく調べてあるのですよ。パシッティであろが、だれであろが、何を言つたかということ、これは、ちゃんと私のほうでは持つてきておるのです。

蒲生さん、あなたにあれするが、こういう手紙来ておりませんか。

その前に、ちょっと先生にお尋ねしておきたいのですが、コミテ・プロフェスソール・デ・ギャリリー・ダールというものは「存じでしやうね」。

○委員長(大谷藤之助君) 速記をやめて。
(速記中止)

○委員長(大谷藤之助君) 速記つけて。

○小林武君 その中でどうなんですか。ルグロのこういう事件が起こつた、それは突如起こされたのでなくて、ルグロは再三いまでも、とにかく警察にひつかかっているのですね、この新聞によると、しかし、彼はいつでも法網を巧みにくぐつてきた、そう書いてある。あなたはお読みになつたからよくわかつてゐる。今度もしかし、これはなかなか要領のいいやつで、うまく息の根をとめられるかどうかはわからぬというくらいいわざ師だ。とにかくそういう人間であるということ、あなたに全然、いまのあれだということ、これはもうただひたすらに信用するところばかりやつてゐるの

です。これあたりは一体どんな調べ方をなさつたのか、私は承りたい。

○説明員(富永憲一君) 全部何もかもルグロを信用しているわけでありませんが、ですからどういふ人物であるかにつきましては、先ほどちょっと御報告申し上げましたように、実はフランスの一、二の者に問い合わせたのでございまして。その結果、過去十年間に、別に悪評を聞いたわけのものでもないし、あるいはそれが商面をしておりましてボン・ロワイヤルのホテルの主人などに問い合わせ、その辺のところが悪評があるかないかということをお聞きしたのでありますが、それらの返事では疑いはなかったということで、一応ルグロというのは、特に悪いとは考えなかつたという次第でございまして。ただ、今度の事件は、もちろん今後どういふことになるか十分その点は考えて取り調べ、私どものほうにいたしましたも適正に取り調べていかなければならない。もちろん一切が正しい信用しているわけじゃありませんけれども、先ほど申しましたように、ルグロの取り扱つたものが、一から十まで作品として悪いものではなくて、悪いものももちろんあつたかもしれないけれども、いいものもあつた。それらがそういうふうなケースがあつたのではないかと、ううううに考えておるのでございまして。もちろん疑うものは疑うというつもりでおるわけでございます。

○小林武君 そうすると、あれですか、鑑定書の件でも、パシッティというのは、これは問題がなくてあなたは何でもない、こうおっしゃる。それからパシッティがこれはだいいじやうぶだと、こういうたというが、この詐欺漢の、ある新聞にはギャングと書いてありますね、このギャングの顧問であるパシッティのそれを、あなたはそれほど信頼なさつてゐる。ここに問題がありまね、鑑定書について。それからあの絵について問題は問題だというやつは、これは私のほうに嘉門さん来たときに、私は何度も言つてゐるわけですが、事実を示して。中には公開のできないものがありまして。皆さんのお手元に差し上げて見せるわけにはいかぬものもありましたけれども、とにかくたくさん私のほうでは材料は出したわけですから、それについて一体あなたは、あなたのおっしゃることは私はやはり納得いかぬのですよ、正直言つて。一体その鑑定書というものは一つの要素であるということ、嘉門さん言われた、私もそう思います。もう国立博物館の鑑定書についておるにせものにつかつて、小林秀雄さん困つたというところが、何か真贋の、展覧会のほうにあって、私も苦笑したわけですが、これはやほりという間違い、日本だつてあるわけですから、たくさんあり過ぎるくらいあるでしょう。だから、私はその鑑定書を何でもいとは言われないけれども、鑑定書を一要素として考えた場合、これは嚴重にやらなければならぬのでしよう。だから、いまのことを言つて、パシッティについてはあまり信頼してない、この件については第一パシッティのあれには問題がないでしよう。それからもう一つは、パシッティの關係、パシッティは陰にいつては、あの男はときどき変なものを持つて歩く、その絵についてもはつきりしたあれがでないというのを当初は言つておつた。おしまいにいふたら、だんだんおかしくなつて、あなたにほうにあれするときは、絶対間違ひございまして、こう言つてゐる。ショレールですか、死んだというの。ショレールは死んでおる。死人に口なしということになつたら、これはもう——しかも、この文章の中に、新聞の中に何て書いてあるかという、巧みに印鑑、その種のもを偽造してゐると書いてある。そうすると、筆跡だつて何だつて、一体ほんとうのものなのかどうか、印鑑というものは偽造して、何も偽造しておる。先生は先ほど画材、画の材料のことをおっしゃつた。それはしかし、私は贋作をやるほどの者が、材料を一体どうやつたらごまかすかというところをいへないやうなばくはあれだつたら、それはたいへんなことだと思ふ。ばくは模写だつてばくは間違ふから。博物館あたり行つてみますと、これはだれだれさんの書いた模写で

すといったら、本物が落書きが書いてあると、そのまま模写がしてあるものがありますからね。われわれはその程度の頭なんですから、あなたがおっしゃっている場合には、いろいろ贋作のあれを聞いてみるという、それはなみなみならぬものだということ、そうでなければ、何ぼ、テキサスがどこなところか知りませんけれども、テキサスの富豪がばく大なそれを買ひ込んで集めているというようなことが、これはちょっとぼくはあり得ないのだから、それはごまかしだけのことをやっていると申すのです。事実そういうことがあったのじゃないですか。ニューヨークかどこかの美術館で、にせものをつかまされて、館長がつかまされたということを公表しておることを聞いておる。私は専門家といえどもそれぐらいのミスがあつてもけっこうだと思ふ、神様でもあるまいし。だから、私はそういうことについて、ほんとうに双方が納得のいくような材料を出し合つて、私はできるなら、あなたの文章について、きょうはパシッティの手紙なら手紙を全部持つてきてもらいたい。私は持つてきておきます。その用意がないということは問題ですよ。それと、それからあなたのほうのあれは、展覧会のカタログというのはどういふカタログか、それはどういふカタログですか、お宅のほうにもカタログがある、これは嘉門さんに見せたら、この中にそれはなかった。

○説明員(富永惣一君) 先ほども御指摘の中でパシッティの鑑定書には表題がない、ないからこれはいかぬという御指摘でございますが、これは先ほどもちよつと触れましたけれども、これはパシッティに限らず、私が見ておりますところのフランスの鑑定人の鑑定の様式を見まして、画題がついていないほうが多いのであります。画題がついていないものに怪しいものが多いのであります、ないのが私はむしろ正式だと思ひます。その点はたくさん調べてお示し願ひたいのであります。これは常識になつてゐる。これはフランスにおいてになればよくわかります。むしろないほうが普通で

あります。むしろそれは大使館でも言つておきますように、必ずしも法的に一定してないから、多少は例外ももちろんございすけれども、一応写真をとつて、黒白の。色だと色が変つてしまつたら、そして黒白であつて、裏に、この裏にあるこの裏の作品がという書き出しです。ほとんど中の八、九までそれであります。それだから私は、パシッティのあれは怪しいということにはならぬ、こういうふうに出ておられます。

それから、ただいまの一九六四年のニューヨークのカタログ、その当時のカタログがありまして、ここにたゞいまの作品が出ておられます。そのときの展覧会は非常に権威づけられたもので、その当時のニューヨークの新聞もそれを証明しておるのでありますから、それをいまになつてこの展覧会がどういふことは言えない。これは専門家の間でもこの展覧会を認めております。この点は御了承願ひたいと思ひます。これは作品が出ておまして、中에서도選ばれて出しておるのですから、普通の常識から考えて間違いないと思ひます。

○小林武君 いま先生のおっしゃるの、専門家の間ではそうかもしれないけれども、私が見た何かアメリカのFBIですか、専門の何か絵について、絵といふのはいまではもう一つの、何と言いますか、株券と同じようなものになつてしまつたと見る人もありますけれども、一つの財産みたいなもので、その中に、見るといふと画題のないものがけつこうだといふふうなことも書いてある。やつぱり画題といふのはしつかり調べるべきだ。鑑定書とか、いろいろな条件がありますが、これらのものをかういふ立場からいふたら当然のことです。だから、画題がないのがあたりまえだといふような先生のようなおっしゃる方をする人もあるし、専門家の中には、私の言うように画題があるのが当然だと言ふ人もある。それは専門家の論争でやるのはけつこうである。けつこうであるけれども、私は少なくとも、そういうものをあれするならば、国民が納得する、われわれが納得するならば、画題がなければ何が何だかわからぬで

しょう、そうでしょ。それをあなたが、あの絵に對する一つのあれがあるから、あなたの場合はそれでいいかもしれないけれども、そのほかのものはわかりませんよ。だから、物を買ふという場合に、FBIでもつて、とにかくそういう贋作の怪しげなものを取り締まつておるものを書いてある中には、確かにそういうふうであつたのです。これは、たゞし一年ほど前ですからだいたい忘れましたが、これはたしか大きな膨大なものの中にそういうふうな書いてある。だから、そういうふうにあれするのは困りますね。ぼくはなかなか納得させられないのです。

それから、たとえばいまのフィガロの中にある写真があまり鮮明でないのです。この中ににせものと本物の四つの写真があるのです。これはごらんになつたですか。

○説明員(富永惣一君) 見ております。

○小林武君 この中に、そのいろいろな手法から見て、確かにそれはそうだといふようなことをあなたは考へておられますか。

○説明員(富永惣一君) ここにありますが、四枚の写真はきつめてば然とした写真でございます。これでもつてそれがいいとか悪いとか、この写真が非常に不完全なものでございしますが、この中の三点は正しく一点がにせもの、そしてこのように、同じテーマをかけたものがまたこのほかにございます。それらを、できるものなら全部を一つにして比較して、そして研究ができれば、ただ、ああじゃなからうか、こうじゃなからうかと推測の上に立つておるのが今日の議論の出発点になつております。ほんとうならば、徹底的にやるならば、正しいもの、それから偽作等を集めまして、そして科学的に、芸術学的にこれを徹底的に調べることによつてのみ、初めてこれがどつちが真実かといふことを言えるのであつて、その他でもつていかなる人が言つても、これはどちらが正しいかといふことはよりたくさん作品を見、研究した人の意見のほうがより私は効果がある、と、そういうふうに出ておられます。

それから先ほど仰せのありましたところの画題がなくちゃ困るじゃないかとおっしゃいましたのは、画題がないのじゃないので、画題はついておりますけれども、その鑑定書の上には画題をつけないという意味でありまして、むしろどの作品にも画題はついておられます。しかし、なぜ画題をつけぬかといふと、後においてその呼ぶ名が変わつたり、いろいろにその作品の画題が変わつたりすることがありますから、そこで、混乱を防ぐためにわざと画題をつけないほうがいいというのが今日の常識であつて、画題がないのじゃないの、画題はちゃんとある。ただ、ある程度鑑定するときには書かないというのが今日の常識であります。

○小林武君 私はそういうことじゃない。画題があるかないかといふことはなくて、鑑定書に画題があるべきであるという主張をとつておるほうを言つておるのです。私はそのほうが正しいと思ふのです。鑑定書に画題はあるべきだ。そういう見解の人もあるわけですから、ほんとうによく調べるという人はね。だから、私はあなたの話を聞いておるといふと、とにかくあなたの目しか信頼するものはないのです。ルグロの人物を見て、それから鑑定書のあれを見ても納得させるものというものはないので。ひとえにあなたを信頼する以外ない。そうすると、ルグロという人物はどうかといふと、何か贋作のギャングであるといつてパリの全新聞を騒がせた男である。もちろんそれは調べてみてこれが有罪になるかどうかといふことは、これはあとにならないとわかりませんといふこと、これは私は法律上のあれとして見ればそれはいいと思ふのです。それから社会生活の上においても、そういう見方もやはり正しいと思ふ。しかしながら、世間はそれは通らぬですよ。簡単に通らぬですよ。それは政治上の中に起こつた問題だつてそういうことはあります。関係があるかないか、それが罪になるとかならぬとかいふことは別に、あの問題に関連したためにといふことで政治家がたいへんな傷を

てくる男だ、こういう表現をしておる。しかも、いまはパシッティはこのフランスをとにかくわかしているところのギャング、詐欺漢と大きな表題をつけられている男の経営する画廊の顧問である。こういうことになる、一体パシッティを非常に信頼していられるところの館長の御意見には私は納得がいけない。ショレールについては死んだということでありますから、いろいろここでショレールがどうだということを言ってみてもしょうがないと思うんですが、それからドラン未亡人の鑑定の信憑性ということを言われたが、これも私が言いましたように、八十歳のほとんど盲目である。それが館長のおっしゃるように、ドラン未亡人はもちろん夫の作品の真偽を鑑定する能力を

それから、購入価格についてもあなたいろいろおっしゃいますけれども、それはこういう種類のものは、せり上げればある種の上がるでしょう。これについては大体前から私は資料をもってお見せして、嘉門さんのときには申し上げたんだが、大体相場というものがあんじゃないですか。だから私は絶対に高いのはけしからぬということを言うんでない。安く買えるものなら安く買ったらいいじゃないか、そういう考え方なんですよ。ドランの作品を二千何百万円で買ったということは、これはちよつと高過ぎると思うのです。あなたのほうの買ったもので少し高いと思うものもほかにありますけれども、これはやめます、いま。そういうことを考えますと大問題だし、それから最後のルグロの問題につきまして言うのと、全くこれはもうとにかく話にならない。パシッティが顧問をやっているという事でルグロという人間の箔をつけようとしたの知らぬけれども、私なら逆だ。パシッティがルグロと組んでいるということによって、逆にこの絵そのものが怪しいということになる。いまとにかくフランスでもってあればどの騒ぎを起こしているルグロですから、彼がたとえ監獄に行かなくても、日本の美術館がこのにせものを買いましたとここに書いた、こう書いてある。そこまでとにかく言われている絵なんです。売ったやつはだれかというところ、そういう人間だからそういうように書かれた。だから、先ほど言ったある高名な、フランスに何十年もいる人が情けないということを言うわけです。もつと日本というのは美術的にレベルが高いと思っていたが、こんなことを言われてくやしいうということをありありと書かれている。ごもつともだと思ふ。そういうことを私は、館長のここにお書きになったホテル・ボン・ロワイヤルでもそうです。ホテル・ボン・ロワイヤルとボン・ロワイヤルの区別を、嘉門さんは、私がしろうとだと

思つてごまかしたのかどうか知らぬけれども、使
い分けをしない。だから、ぼくはおこった。その
ホテル・ボンロワイヤルの画廊といえども、私は
こういうルグロがやっているというところによつて
信用していいんです。だから、こういう点を
とにかくずっとやっていた場合、私は、館長さ
んのその絵に対するいろいろな眼識については敬
意を表しているものの、これは国の費用で買つ
た、日本の国民がこれをドランのもの、デュー
フィのものだといつて見るについてはなかなか納
得いきません。

そこで、私は文部大臣にお伺いしたいんです
が、一体、これがもしも事件が発展していつて贋
作だということになるとどういう責任をとります
か。西洋美術館の責任はどうか。あなたはそれに
対してどういう措置をとろうというのか。これは
はつきりしておかぬという私はいけないと思つ
た。これが本物であれば、われわれはまずま
ずよかつた、この委員会全体が胸をなでおろ
して日本のために喜ぶことにして、だめだったら
厳然たる態度をとるべきだと私は思う、どうで
すか。

○国務大臣(榎本幸弘君) この国立西洋美術館の
購入いたしましたドランの「ロンドンの橋」と
デューフィの「アンジュ湾」ですか、この問題につ
きまして小林委員からいろいろ例証をあげられま
して、これに對します購入その他について間違
いがあるんじゃないかというような意味合いの御
質疑が繰り返されて、私、ずっと伺つておいたわ
けでございますが、しかし、西洋美術館といまし
まして、この購入に際しまして、購入選考委員も
正式に十分鑑定いたしましたし、価格につきまし
ても、価格委員会の議を経て十分注意をいたしまし
て購入して、しかも館長が責任を持ってこれが本
物であるという御断言をしておるのでございまし
て、現段階におきましては、もちろん私はこの西
洋美術館長を信用いたしまして、これが本物であ
るということを確認いたしております。まあこれ
がいよいよ贋作であつた場合に責任をどうするか

という問題でございますが、贋作であつたときの
仮定におきまして、これがあとどうするかという
ことを、現段階において言明すべきものでない
と思ひます。これはこの西洋美術館が確信を持つて
本物であるということを証言しておる限りにおき
まして、贋作であるという場合はどうするかとい
ふことは、これは私がいまから言明すべき
問題でないと思ひます。ただ、美術品の鑑定はき
つめて困難なものでございまして、今後、西洋美
術館におきまして、こういったような美術品の購
入その他につきましては、非常に真偽の鑑定がむ
づかしいのでございまして、なお今後はその鑑
定につきましては一そう注意を払いまして、その
十分真偽を確かめた上に慎重な態度で購入をいた
しますし、価格決定についても、十分なお一そう
注意をして当たつていただきたいということを考
へておるのでございまして、現段階におきまして
は、繰り返して申し上げますが、西洋美術館長の証言
をはつきりと私は信頼をいたしておるのでござい
ます。

○小林武君 いまの段階ではといういまのお話
は、四十一年の二月の十七日に承われば、ごもつ
とも私はそう言ひましよう。しかし、あれから
約一年以上もたつてゐるのです。そして、事
態は先ほど来申し上げてゐる通りに、フランスで
はもう大問題になつてゐる。大問題になつてゐる
といういまになつてゐるという、私は信頼信頼
なんて言つてばかりもいられないのではないかと
思つておるのです。しかし、文部大臣をこれ以上
追及するという気持ちにはございせん。そんなこ
とは言わなくても、文部大臣は責任を感じる立場
ですから、それは追及しませうけれども、ここで
私は、文部大臣と館長さんに、ひとつこの問題のや
はり解決について、最大の努力をすべきだと思つ
た。それで文部大臣に実は手紙が来てゐない
というところが何なんですか、この中には文部大臣
と私に同じ手紙をコミテ・プロフェスソール・オ
デ・ギャルリ・ダールという画廊の先生から聞
いたら組合の何なんですか、そこからこういう手

紙が来ているというのですが、文部省では見てい
ないと言ふ。「貴殿はフランスの新聞により、ド
ラン、プラマンク及びマルケの偽作画の一件を知
られた。また、貴殿はそれにつきフォトコピー同
封の四月六日付フランス・ソワール紙の記事も読
まれた。」あなたのほうにも同文の手紙が行つた
と、ここに書いてある。「日本国のコレクション
に属するドランの絵が参照された。御参考まで
に、この係争の対象となつた絵の三月十九日の売
り出しのカタログのカバーのフォトコピーも差し
上げます。当方、CPGAは、貴殿のドランのつ
いては、ことによつてはその他の絵についても、
当方の意見を得ることが貴殿にとつても有益であ
らうと考えます。CPGAの会長ポール・マルタ
ンは美術界の優秀な人物で、パリとフランスの
最も大きく、最も信用のある主要な画廊を結集し
てゐる。CPGAの権能は国際的に認められ、そ
の意見は、係争の場合、だれもが受け入れるとこ
ろである。CPGAによつて出される鑑定書は世
界中で信用を得てゐる。各作品は互いに顔を知ら
ない高資格の三人の鑑定家によつてなされ、決定
的な鑑定書はCPGAの会長によつてサインされ
る。」こう書いてある、どうですか。鑑定なさつ
たらいかですかという手紙を文部大臣のところ
にも出してゐる。これは議会で議論されたという
ことで、私のほうにも来ている。文部省のほうは
来ていないというのだが、どうなつたかよくわか
りませんけれども、これがその本文です。であり
ますから、私がこのことを直ちにうのみにしろと
いうことを言うわけじゃない。ただ、こうなつた
ら、あらゆる手だてを講じて、そしてやはり
はつきりさせるべきだ、あれはにせだ、にせでな
いということをつつまでも言つたり言われたり、
こういう席上でやる筋合いのものではない。やは
り誠意を持つてお互いがこれに對して手続をとつ
て、安心させるものはさせる、だめなものだめ
だと言つてゐるんですよ。そして解決すべきだ
と思ふ。それをしてもらへるかどうか。それとも
う一つ、館長さんからお話があつた選考委員とか

何とかについては万全を期してゐると、こうおつ
しやる。そのとおり、この機構が悪いなんていう
ことは申しません。申しませんけれども、やはり
人的な構成にしろ、あるいはこういう種類のもの
にしろ、やはりいつまでもいまのものが最上だと
お考へになることはどうか、ばくはもつと、文部
大臣の悪口を言うわけじゃありませんけれども、
文部省の何だか審議会なんというものは、意見の
一致するものばかりで、文部省と腹の合う者ば
かり集めて、異議を差しはさむ者は入れないこと
になつてゐる。こういう審議会をやつてゐるから
だめだと思ふ。それは悪口ですから。そういう種
類のもので、むしろ野党的なものも入れ、かんか
んがく議論をやつて、そしてだれもがもうこ
れで納得したというやうなやり方をやれないこと
はないと思ふのです。こういう種類のものは、人
間的な構成については、何もこれは美術館だけの
中にとどまるべきものでもないんじゃないかと私
は考へるんです。そういう仕組みも考へる余地が
あるのではないかと、そういうことであるのと、も
う一つ、文部大臣のこれは問題ですけれども、絵
を購入するというやうなことは、やはり今度の場
合のように、帝国ホテルで買ったんですね、これ
はそうでしょう。

○説明員(富永惣一君) いや、美術館で買って
おります。帝国ホテルから美術館へ持つてきま
して。

○小林武君 帝国ホテルへ泊つていて……。そう
いう買ひ方というのはやはりうまくないというふ
うにばくはろうと筋から聞かれています。やはりど
こでもこれは權威のある場所において、やるの
にはやはり美術館の館長をはじめ、どんな旅費を
出してやつて、そして買へるやうな買ひ方をやら
せるのが正しいんじゃないか、大体行商みたいな
男です、ルグロは。みんないなか回りだと言つて
いますよ。いなかへ行つてちよろまかしておりま
す。テキサスあたりへ行つたりどこへ行つたり。
そういうことを日本の美術館の館長さんが自分の

目だけ頼りにしてやらなければならないような、株と同じようなことをさせるといふことは、ばく

はやはりやらせるほうが酷だと思ふのです。なぜ堂々とみなが行つて、権威のあるところから買

えないのか、その売り出しの期間というものは、のべつ年度内にあるということがきまつておるわけ

でもない、年度の予算の動かし方というようなもの、大蔵省と折衝して、この種のものについて

はある程度幅のある措置をとらせぬとできないことだと思ふのです。そういう点の配慮も必要であ

る、買うほうが、ひとつ嚴重にそのことにあたつて、先ほど言つたようなことを守つていただかな

ければ、館長さんが幾らそう思つても、なかなか相手もあることでありまして、特に贋作とか何と

かいうものが世の中にはらんしておるのでありますから、できないと思ふのであります。そう

いう点についてお二人のこれからの処置のしかたをひとつお尋ねしたいわけですが。

○国務大臣(朝木亨弘君) 先ほど申しましたように、この二つの絵が西洋美術館において購入いた

しましたことに対して、小林委員からいろいろ御注意がございました。もちろんいままでも

西洋美術館におかれまして責任を持って真偽のほどについては実は考究してまいつたことと存じま

すが、なお御忠告のとおり、ひとつこの真偽を確かめるためにお一その努力を払つていただく

ように私からも申し上げるつもりでございます。

ただ、先ほどの手紙でございまして、これは全然私は受け取つておりません。文部省にまいりま

した手紙でございまして、その機関を通じて私のところへくるはずでございますが、まいつて

おりませんし、私人として、私の自宅のほうにもそういう手紙をもらったことはないのでござい

ます。

それから、今後購入するにつきましていろいろ御注意がございました。この点はいままでもより一

そう注意いたしまして、ひとつ購入するように私のほうからも西洋美術館長に申し入れをいたしま

に十分注意してまいるようにいたしたいと思ひます。

○小林武君 それから大臣、予算のお役所式のあれでいかないところについては、ばくは大蔵省と交渉するべきだと思ふのです。

○国務大臣(朝木亨弘君) 購入の経費の問題でございまして、これは……

○小林武君 購入の経費の額の問題ばかりじゃないんです。購入のしかたについて……

○国務大臣(朝木亨弘君) 購入に要します経費の問題、これも十分考慮いたします。

○説明員(富永惣一君) 先ほど購入委員会についての御意見を承りまして、私どももいたしまして

も、委員会は年々委員を改めておりまして、同一委員がずっとやはり同じことを繰り返しているわけじゃございませぬ。購入すべき作品について一

番縁故の深いというか、一番知識のおありであり、また御経験のある方を特に委嘱いたしまして、そ

のつどそのつど委員を御委嘱しているわけございまして、今年はこの方、今年に彫刻を買つ、それについ

ては入つていただく、あるいはそういうものを研究なさつた方に入つていただくというふうにしてそ

のつどそのつど変わつております。しかも、またその委員会においていろいろ議論が出ます、議論

が出ました場合でも、どなたかお一人の反対があつた場合にはやめております。従来、全部第二

回の委員会を開きまして、物を改めてやつていろいろの実情でございまして、今後ともそうい

うふうにいいたしたいと思つておりますので、その点御了承願ひたいと思ひます。

それからこの予算のことにつきましても、非常に御理解ある御発言をいただきまして、これは館

長といたしまして今後ますますよき物を収集いたしまして、りっぱな美術館に充実にいくため

にも、購入につきましては、従来も非常にお骨折りをいたしておりますけれども、やはりいま申

しましたような、外国へ行つても買ふというよ

うな形にだんだんとしていただくというようなこ

とはまことに望ましいことで、皆さんに私からもお願いする次第でございまして。

それから、最後に、さてあのような手紙がきたらどうするかというようなお話でございまして、

そういう手紙の意見もさることでございます。しかし、そういうものがきたら、あつてどうし

ろというような考え方は毛頭持つておらないのでございまして、しかし、そういう問題になりました

点はあるのでございまして、私どもとしては、いろいろな筋を通じてこれまでも真作であ

ることの証明をしてきたわけでございますが、今後とも続ましてこの作品二つにつきまして嚴重な

研究と、また専門家の絶力をあげてその点を十分追究いたしまして、そうしてこれが真作であつた

ということを世界的に認めてもらう時期が必ずあるということを感じておりまして、そのような努

力をしてまいらざるを得ないと思ひます。

○小林武君 最後に一言。まあ自信をお持ちになつて、いままでもりっぱにやつてきたというよ

うなことをおっしゃるの、これは御隨意でございまして、やはりいろいろな疑惑を持たれた

たということは、率直に言つて反省していただかなければならぬと思ひます。それともう一つ

は、これはやはりルグロの問題がさらに発展していつて、これはもう、もつともパリーの中央の何

か警察署か何か、そのほうの人間の手に渡つたらいいですが、結果がはつきりして、これが発展して

いくようであれば、そうすればこの問題はやはりかなりかかり合ひを持つてくるでしよう。日本

の美術館という名前が出てくるんですから、その場合には、それはもうはつきりさせなければなら

ぬということになります。これは法網をくぐるこ

とが上手な男ですから、たびたびくぐるかもしれ

ない、くぐつたからといって、この作品につい

て、それでよかつたということにはならぬ。いまお話のように、十分ひとつ御研究いただいて、そ

力をいただきたい、私はそのように思ひます。文部省のほかに美術館のやはり事の責任というものをばつきりさせなければいかぬということだけはお願いしておきたい。

これで終わります。

○委員長(大谷廉之助君) 続いて、昭和四十二年度の文部省の施策及び予算に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○鈴木力君 文部大臣にお伺ひいたしますが、この前の小林委員の質問に対しまして、日教組と交渉の問題ですけれども、お答えをなされておるの中に、一貫して大臣が言われていることの中に、いま、経過はこの前、小林委員等から申し上げましたから私は省略いたしますが、日教組が憲法と教育基本法の土俵の外にあるから会えない、大体こういう趣旨の発言がずっと貫かれています

と思ふんですけれども、その日教組という団体が憲法と教育基本法の土俵の外にあるという意味を具体的に御説明いただきたいと思ひます。まずそこを伺ひましてから、あらためて御質問申し上げたいと思ひます。

○国務大臣(朝木亨弘君) それは憲法と教育基本法のたぶん共通の土俵として話し合ひをしただろうかといつたような御質問ではなかつたかと思ひます。それで、それは私どもが申し上げました、日教組がほんとうに憲法のことについて、前に私は日教組は憲法違反だと申したというところに、それは、その点は取り消したわけでございますが、教育基本法の土俵の外と申しますのは、やはり日教組のほうに私どもが要望しております中で、教育の中立性といふことを要望しておるわけ

でございますが、これははつきりと教育基本法の中に書かれた条文でございまして、ですから、この教育基本法の条文に従ひまして日教組が守つてくれれば、それは教育基本法の共通の土俵の中で話し合ひできるということでございますが、まず第一に話し合ひをいたしますについては、教育基本法

に話し合ひをいたしますについては、教育基本法

に従いまして教育の中立性を守っていただきたいというわれわれの要望をお聞きいただきたい、お聞きいただいたら、これはいつでもお話し合ひはできるのではないかとという意味で私は申ししたのでございます。

○鈴木力君 日教組が教育の中立に反対しているという、そういう根拠から教育の中立を侵している、こういうことなんですか。

○国務大臣(初木幸弘君) 教育基本法の中ではつきりと、教育が特定の政党を支持したは——ちよつと条文を持っています、いけないということが書いてあるわけですね。それで日教組の倫理綱領の中で、倫理綱領に従ってこれを子供たちにそういう教育をするのが倫理綱領だ、こういうことが示されておるわけでございますので、そういうことでなしに、教育というものは日教組自体が持つておるところの倫理綱領でなしに、全国民の全体に対して中立な立場で教育をする態度であつてほしい、そういうことをわれわれは教育の中立性を要請して日教組に申しおるわけでございます。

○鈴木力君 この教育基本法のおそらく第八条だと思ひますが、いま文部大臣が引用されておるのは、八条に教育の中立ということ、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない。」、こうあるわけですね。そうすると、文部省は大体この学校とそれから日教組というものはこれはもう切り離して、法律的に切り離すのが当然でございます。日教組が学校教育を全部支配しておるといふような、そういう考え方をもちになつておるとすれば、なおさら教育問題については日教組と交渉しなければならぬ。文部省というものは行政を通じて学校というものに直接つながつておる、これは当然制度上そうなつておるわけですから、したがつて、ある一つの組合が何かものを考えたといふことを、これ自体が学校が教育の中立を侵したといふふうに、この法律をそう読むことは私はおかしいと思ひんで

すけれども、その辺の読み方をもう少しわかりよく説明してほしいと思ひます。

○国務大臣(初木幸弘君) これはまあ八条の場合、学校において特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない、これは学校が行なうということはおつしやうとおりでございます。しかし、たとえば私どもが申ししておりますのは、この第六条に、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて」ということが書いてありまして、国民全体のために教育をするといふあれを持つておるわけでございます、自分の一つの綱領によつて、その主義によつてこれを教育するということに政治的な中立的でないと考えますし、また、第十条に、「教育は、不当な支配に服することなく、全国民に対し直接に責任を負つて行なわれるべきものである。」、こう書いてある。何が不当な支配であるかといふことは、これは要するに法律によつて定められました教育の方針によつてやるべきものであつて、日教組という一つの団体の、この支配によつてやるということとは明らかにこの「不当な支配」に属するものと私は解釈いたしておるのでございます。

○鈴木力君 この「不当な支配」はあとでまた伺いますが、ちよつと感違ひしているのじゃないかと思ひます。文部大臣、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。」、これはこのとおりですね。そこで、文部大臣に伺いたいのは日教組が倫理綱領があるから、今日の学校、法律に定められている学校が教育の中立を侵したといふ実例があるのかないのか。それからまた、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、これこれのことがあつて、これが日教組に倫理綱領があるから、したがつて、いまの教員が政治的中立を侵した教育をやつておると解釈するのか、そのことをまず伺いたい。

○国務大臣(初木幸弘君) 教育基本法におきます「不当な支配」と申しますのは、正式に定められた法律に従つて教育をするという場合でございます。でございまして、今日、日教組はこの法律によりまして定められました地方公務員法または教育公務員特例法等によりまして政治活動の禁止といふことをされておるわけでございますが、その正当に定められました法律に違反いたしまして、政治活動をしたり、また特定の政党を支持するといふ活動をしたしておりますことは、これは明らかにやはり教育基本法に基づきます精神に反対しておると思つております。

○鈴木力君 私が聞いておるのは、日教組の倫理綱領があるから、法律に定められている学校が教育の中立を侵したといふ実例があるか、そういうことを聞いておるわけですね。それからもう一つは、日教組の倫理綱領があるから、法律に定められている学校の教師が第六條に違反してゐるような、そういう傾向が、傾向がというよりも、これは全部を指さなければいけませんから、一、二の例があつたといふことは日教組の支配ではないわけですね。そういう実例があるかといふことを聞いておる。

○国務大臣(初木幸弘君) まあ倫理綱領は、これは日教組の倫理綱領でございますから、まあお説のとおり、学校が行なうことにはならないと思ひます。

○鈴木力君 学校が行なうということにならない。そうすると、日教組の倫理綱領は、教育基本法の第六條と第八條にはじまにならないといふことになりませんか。そう確認してよろしうございしますか。これは齋藤さんに聞いておるんじゃないですか。大臣です。齋藤さんは要求してないんだから、出席を私は。いや、これは重要な問題ですから、大臣の方針ですから、前的大臣と今度の大臣が食い違つてゐるのを、そこを聞くのが目的ですから、齋藤さんでつながつてゐる人に聞いたつてわからない。

○政府委員(齋藤正君) 大臣が申されておりますのは、倫理綱領につきまして、そのたとえば第一に、「搾取と貧乏と失業のない社会の実現」、その搾取といふことは、人間による人間の搾取という観点の特定の考え方、一般的なただ搾取といふことではないといふておりますが、これを教え込むことだといふふうな規定いたしますことは、これはこのとおりに行なわれますならば、教育基本法の第八條との関連が起こつてくる、こういうことを御説明してゐるわけでございます。

○鈴木力君 私はその解釈じゃない、そういうふうな倫理綱領があるために、一体、法律に定められている学校がそうなつてゐるのかないかということをお聞きして。

○政府委員(齋藤正君) 長い間の期間に、第八條に違反するやうな教育といふものが学校で行なわれた事例といふものはあるわけでございます。いわゆる偏向教育の問題としてあるわけでございます。事例があるわけでございます。しかし、いまおつしやうのは、その倫理綱領との因果關係を事実についてどうかといふ御質問でございますが、それは私どもにはわからないのです。ただ、倫理綱領のような立場で、こういう立場で育成するといふことを進めて、そのとおりに行なわれるといふ事態がありとせば、それは八條との関連が起こると、こういう意味をまあ大臣は申し上げてゐるわけでございます。

○鈴木力君 大臣に伺ひたいんですが、さつきから何べんも言つておるんですけれども、その事例があるといふことは、これは特例があるといふことなんでして、それで、これは日教組の倫理綱領があるやうなところと、憲法によつても国民の思想、信条の自由が保障されておる。そうすると、国民の思想、信条の自由が保障されてゐる限りは、しかもそういう思想によつて教師をどうしようかといふわけにはいかない。このことはつきり認められるでしょう。そういうしますと、そういう個人の思想がどつち向いておつても、教育基本法に示されてある学校の教師としては、まあこれは定められてゐる法律の範囲内で自分の自由

な教育ができる。これはもちろん法律の範囲内であります。と同時に、また自分の思想がどうあっても、この特定の政党を支持するような、そういう政治教育をしてはならない、このことだと思ふんです。このことは、私はいまの倫理綱領の、初中局長がどこか一条を読み上げましたけれども、私はきょう倫理綱領を持ってまいりませんので、全部は申し上げませんが、そういうことによつて教育がおかされていくという判断は、少し早過ぎるんじゃないか。早過ぎるというか、当たらないんじゃないか。こう考へていふんですけれども、その点についての文部大臣の見解を聞きたい、こういうことなんです。

○国務大臣(榎本幸弘君) この「学校は」という意味でございすが、学校自体がそういう学校の教育方針として特定の政党を、第八条に違反するような学校の教育方針として掲げてこれをやってはいけないというような意味ではなくして、この学校の中におきまして、こういったような、八条において行なわれようとする行為が現に行なわれておる、学校の教師によつて行なわれておる、それが学校において何ら正されていらないという場合におきましては、やはりこの八条違反が起り得ると考へます。それで、それはどういふ意味かと申しますと、倫理綱領によりまして、いま初中局長が言いましたような、この課題を掲げ、各人の個性に応じて、青少年は、各人の個性に応じて、この課題の解決のための有能な働き手となるように、育成されなければならない」と書いてございす。これは、この倫理綱領が、私もこの日教組の倫理綱領によつて育成されるという事実は明らかにその教育は偏向教育であるといわれ考へますので、その偏向教育を行なつておる先生方がおられます場合に、学校において行なわれておる場合におきましては、明らかにやはり第八条の違反になると、こう解釈していいと考へます。

○鈴木力君 少しこう、いろいろ問題がたくさんありますから、いまの不当な支配と倫理綱領のほ

うはもう少しあとで、私はまあ倫理綱領の中身の議論はこのあとにしたいと思ひますけれども、どうもその一方は、一体、組合というものは一つの政府に対して、これは公務員の組合でありますから、政府の方針の中にあつて、個々の組合員の個人の政治信条までそのワクの中に縛る、そういう思想でなければ組合活動はしていけないというこゝとはないはずだと思ふのです。その辺についてはどうなんですか、考へ方は。

○国務大臣(榎本幸弘君) 組合員が政治的信条を持つていふのはこれは自由でございす。ただ、自分の政治的信条を子供たちに教育して、その信条で教育するといふことは、これはその学校の中立性をおかすものだと思へます。

○鈴木力君 日教組の言つておるの、組合員としての教師としての信条がこうあるべきだといふことを言つておるのですから、思想、信条の自由を保障されておる教師の思想はこうなければならぬといふことを言つておるわけですね。あとにその思想の中身についてはまだ議論いたしますけれども、これはあとにいたしますから、形式的なもの、言ひ方をいいたしますから、そういったします場合に、一方は、日教組自身が運動方針で憲法を守るといふことを一番大きな柱にしておる。それから教育基本法を守れといふことを、これを大きな柱にしておるわけです。教育基本法というのは全部の事項を含んでおる教育基本法を守れといふことを運動方針としてやつておる。個人の思想、信条の自由を保障されておる中で、こうあるべきだといふことを掲げておる。そして実際は憲法と教育基本法を一番大事にして、「学校は」といふところの教師は、法律に定められておる学校の教師は教師のあるべき姿をいま歩いておるわけですね。だから、一、二の例はあるにしてもそれは特例だ。そのことは、一つの団体があるから日本の教育の方向が右に行くとか左に行くとかといふことにはならないわけです。そうじゃないに、日教組が憲法や教育基本法を大事にしておるから、そ

ういう倫理綱領の理想を描きつつも、いまの学校という教育は、大方の学校はこの政治的中立をおかしてない。また、ほとんど大部分の教師は政治的中立をおかした教育をやつていない。第六條の違反といふのもほとんど全部はやつていない。これが今日の現実なわけですね。であるから、倫理綱領と運動方針と、ある一つの団体を性格づけますために、何かの一つの文書を持つてきて、これがすべてだといふもの、考へ方が、これがひとつ文部省としてはあやまちをおかしているんじゃないか。こゝを私は申し上げたい。

○国務大臣(榎本幸弘君) 組合活動として組合員が一定のいろいろな思想をお持ちになるというこゝとは自由だと思ひますが、その思想に基づいて教育をするといふことが倫理綱領になつて教師の任務の中に定められておるのです。これは教育はあくまで教育基本法に基づき、かつ正当に定められた法則に基づいて教育するべきものであつて、組合の一つの倫理綱領といふか、思想綱領を子供たちに教へていく、これはあくまで不当な私的支配といふことを及ぼすものであると思ふのです。正当な法則によつて教育はさるべきものであつて、日教組の倫理綱領といふものを子供たちを通して育成していくといふことは、教育の場において教師がそういう教育をやることは、あくまでこれは法律に違反しておると私は考へます。

○鈴木力君 そこで大臣、何べんも同じことを聞かれても、大臣に同じことを私に聞かせないよううに答弁をしていただきたいのです。私が聞いてゐるのは、倫理綱領といふのは思想綱領だ、組合員が憲法で保障されておる思想の自由、あるいは学問の自由もありますが、政治的な立場の自由も保障されておる中で、こうあるべきだといふことを掲げておるわけですね。ところが、日教組といふ団体は運動方針の中にはもう一つ憲法を守るといふことが非常に大事な柱に掲げられておる。教育基本法を守らなければならない、このことも非常に大事な柱として掲げられておる。だから、思想、信条の自由を保障されておる中でその倫理綱

領が定められておつて、この倫理綱領、是非はあるのですよ、何べんも言ひますがね、大臣が言う意味に私は悪くは思つていないのですけれども、これは別だ、この是非は別として、形式的に言う、そういう思想、信条の自由、憲法のワク内で思想、信条の自由を保障しながら、それは掲げておるけれども、実際の教育の場においては教育基本法に従つてやつておる。これが日教組の組合の姿勢でもあり、日教組の組合員である教員の姿勢でもある。だから、先ほど齋藤局長が答へたように、ほとんど全部の学校はこの教育基本法の六条違反の教育もやつていなければ、十條違反の教育もやつていない、そういうことを私は申し上げるわけです。大臣が言うように、倫理綱領があるから全部の組合員の教員がやつておることをストリートにそうであるといつたら、おそらく大臣の言う偏向教育は全国ほとんど全部の学校が偏向教育をしていなければならぬはずなんです。ところがそうじゃないのは、いま言つたそういう憲法、教育基本法にのつて日教組という団体が生きてゐるからそういう教育がいま行なわれてゐるはずだ。そのことを認めるか認めないかといふことなんです。

○国務大臣(榎本幸弘君) 鈴木委員の申されますように、私も日教組の倫理綱領が単に信条だけを規定しているものではないと考へます。明らかに教育につきまして対象となります青少年の教育において「各人の個性に応じて、この課題の解決のための有能な働き手となるように、育成されなければならない」といふので、行為の規制をいたしておるの、ございす。私は実際の事例を存じておるのでございすが、たとえば日教組の教研大会なんかありますが、いろいろ課題を研究されますし、また、文部省が指導要領なんかに出しました場合において、日教組自体の講習会をおやりになつておることを知つておりますが、日教組の倫理綱領に基づくところの考へ方、指導要領をいかにすればその綱領に基づいてこの実施ができるかといふような研究を講習会をやつて皆さんにやら

せようとしておるわけです。ですから、これは明らかにこの倫理綱領に基づいて青少年の教育に対してこれを日教組の考え方をいかにして教育するかということを実施しておるのが現状だと思っておるのです。ですから、そういうことが行なわれればこれは明らかに教育基本法のやはり違反になると私は考えております。

○鈴木力君 大臣に私は聞いてることを答えてもらいたいのだけれども、倫理綱領一つで日教組が動いてるという見方をしておる、大臣は現実の日教組の動きというものをあなたは倫理綱領一本でそのとおりに日教組が動いてる、そういう認定でものを立てておるのかどうか。だから、もしそうだったら、日教組の運動方針の柱に憲法と教育基本法を大事にしろという柱が出ております。おかしいじゃないですか、もし憲法の土俵の外だという見方をするならば、もうじやないんだ。そして具体的にさっきから私何人も聞いておる。もし倫理綱領というものがあって、行動綱領だから教師がこれによって行動している。そういう判断をするならば、いまの法律に定められてある学校が、ほとんど大部分が日教組の組合員ですからね、そういう教育をしているのかしてないのか。どう判断をしているのかということ、さっきからしつこく聞いておるけれども、その返事がなければいけないけれども、その判断はどうか。

○国務大臣(朝木幸弘君) 倫理綱領だけでやっているんじゃないということもそれはあります。う。だけれども、倫理綱領でやらないというならば、私もどが要するようには、もうやめていた方がいいと思うのです。これはやはり倫理綱領を廃止しないところをみれば、やはりこれによって、日教組は教育の場においてこの精神によって教育を実施しようという御意思があるからこれを廃止できないのじゃないか。もしこれによらないのだというならば倫理綱領をひとつわれわれの希望どおりに廃止をしていただいた方がいいじゃないかと思うのです。

○鈴木力君 もう一つ別の角度から聞きます。いまの大臣の論法で言いますが、憲法と教育基本法に保障されている行き方で、かりに私が現場におつて、社会党の党員で教師である。これは私がという例が悪いから、よその人を言ったほうがいいが、Aという教師が社会党の党員であつて教師になつておる。Bという教師は自民党の党員であつて教師をやつておる。このことは認めますか、認めませんか。これは一つずつ聞きます、こうなりますと。

○国務大臣(朝木幸弘君) それは当然でございませう。認めます。

○鈴木力君 そのときに、自民党員である教師、社会党員である教師は、やはり政治信条としては自民党が正しいと思うわけですね。社会党の教師は社会党が正しいと思つておる。こうあるべきだという思想を持っておるわけですね。しかし、いま教育基本法で政治的中立をおかしてはいけないからというところで、ほんとうに教育をする場合にはその社会党の政策なり自民党の政策なりは教育の場においては生かさない、その時期においては。それでしよう。それなら教育基本法に違反したとは言えないでしよう。その違反したとは言えないときに、おまえは社会党に入つておつて社会党の政策で教えようと思うが、教えていけないなら社会党を脱退した方がいいじゃないか。そういう言い方が成り立つのですか、成り立ちませんか。

○国務大臣(朝木幸弘君) 自民党員でありましようとも社会党員でありましようとも、自民党員であれば自民党の政策的立場において教育をするとか、社会党員であつても社会党的立場において教育するということは、これは許されませんですから、あくまでそこに教育の中立性があると思ひます。

○鈴木力君 だから、そのときに教育の中立性をおかさないで教育をしておる場合に、おまえは教育の中立をおかさないで教育をしておるから自民党を脱退したほうがいいじゃないか、おまえの社会

党思想を使わないのだから社会党を脱退すべきだ、こういう言い方が成り立つのか成り立たないのか、このことを聞いておる。

○国務大臣(朝木幸弘君) そういうことは何もお尋ねになる問題じゃないのじやございませんでしようか。自民党員であつて、忠実なその党員でありましよう、中正な教育をしておるのを自民党を脱退しろなんという人はいないと思ひます。

○鈴木力君 そこで、さっきの日教組に戻りますね。日教組という団体は教師の集団ですから、教師の集団がこうあるべきだという考え方は、これは倫理綱領だけじゃありませんけれども、全部読んでもらわなければほんとうの理解はできないのですかね。かりに倫理綱領が一つあるべきだということを言つておるけれども、しかし、実際に憲法と教育基本法があるからその法のワケ内では憲法と教育基本法があるからその法のワケ内では教育をやつておる。それを日教組は指令ももつてぶちこわそうとしたら、あるいはその職場に行つて、おまえの教育が間違ひだから切りかえろと言つたり、そういうようなことは何ら一つもやつていないわけですね。だから教師が、ほとんど教師が憲法違反もやつていないし、教育基本法の六条にも八条にも違背をしていない。したがつて、日本の教育が政治的中立が保たれた教育が行なわれておる。これが今日の現実なんです。そのときに文部大臣は、使われないから倫理綱領はやめたいじゃないか。組合という一つの自主的な団体が、憲法で思想、信条の自由が保障されておるが現実には使えないから使わないだけのお話。それを現実には使えないからおまえそれを捨てろというのは、さっき言った、かりに社会党なら社会党の党員である教師に対して社会党を抜けるというのと同じだ。現実には教育基本法と憲法を守つて教育の政治的中立をおかさない教育をやつておるならば、思想はどっちを向いておつてもそれは自主的な団体である限り文部省が干渉すべき筋合いじゃないのじゃないか、こういうことを言つておるのです。

○国務大臣(朝木幸弘君) 政党内属してありますが、完全な中立的な教育をしております場合においてはこれは問題ないと思ひますね。ただ、この倫理綱領におきまして、その日教組の倫理綱領に基づくような青少年の育成をやるのがこの教師のまあ至上命令ですか、ということ、ただいまその現場においてそういう教育をやつておるということ、これはやはり教育の中立をおかしておると私は考えております。ですから、あくまで教師として倫理綱領は倫理綱領であるのだ、しかし、倫理綱領によつて教育をしていくのじやないのだ、こうおっしゃるならば、しかし、現実にはそうであるならば、私も倫理綱領は倫理綱領として据え置いておつて、私ども倫理綱領の中、すでにそれ自体がそういう精神によつて教育をやること自体がこれは倫理綱領ではございませう。この至上命令として書かれておるのじやないから、これが、それはなくてただ修身書のようなものが日教組にありまして、それでそれはその日教組の組合員の思想の一つの目標であり理想である、こう書かれておるわけであつて、これは教育に何らのそういうわれわれの理想を子供たちに教え込もうとするのじやないのだというならば、これはわかりますよ。だが、はつきりと倫理綱領の中に自分からの考え方を書いて、きめて、これを教え込むのが倫理綱領の中にはつきりと教師の使命として書かれておるわけですね。これは私はその点において教育の中立性をおかしておると、こう考えておるのであります。

○鈴木力君 もう何人も聞いておるのですが、もう一べんはつきり聞きますがね、文部大臣、いまの日本の教育は政治的中立をおかしておると思ふのか、おかしてないと思ふのか、法律に定められてある日本の学校の大部分がおかしてあるのか、おかしてないのか、どっちの判断をとつておるのか。

○国務大臣(朝木幸弘君) 日教組の方でも、倫理綱領がありまして現段階において倫理綱領にまあ

とを言つておるのです。

とを言つておるのです。

とを言つておるのです。

ほんとうにそのとおりに従ってやってもらえる、全部が全部とは思いません。だが、忠実に日教組の倫理綱領によって教育の場において、現場において働かれておられるならば、そのときは私はこの教育の中立性をおかしている、こう考えていいと思います。

○鈴木力君 大臣に私は聞きたいことを聞くのですから、いまの法律の中に定められてある学校の大部分は政治的中立性をおかしていると判断をしておるか、おかしていないと判断をしているか、どっちかというのを言ってもらえたい。ああならこうだ、こうならああだというのは理屈ですから、私はいまの事実判断を求めている。

○国務大臣(鈴木亨弘君) それは私もはいま全部についてこの中立性をおかしていないとか、全部がおかしてあるとかは言えないと思います。実際上のその場において、教育が行なわれている実情においてはおかしている場合もあり得るし、おかしていない場合もあり得ると思います。

○鈴木力君 おかしている場合もあり得るし、おかしていない場合もあり得るということは、これは聞かなくてもわかっていて、文部省として、一つの責任のある行政府として、日本の法律で定められてある学校の大部分が政治的中立をおかしているのかおかしていないのか、どっちの方向にあると判断をしているのかというのを聞いています。おかしているか判断をしたならば、それはそれなりに手を打たなければならぬ。おかしていないという判断に立てば、その上に立っていろいろな行政がなされなければならぬわけですよ。その大事な教育基本法をおかしているのかおかしていないのか、大部分が。若干どちらを向いているのか、これは問題にしません。大体の日本の教育の方向としてどっちを向いているのか、どう判断をしているのか、このことを聞いています。

○国務大臣(鈴木亨弘君) 私どもはやはり教育の現場において偏向教育の実例というものをずいぶんかつて問題にしたことがございます。日本の教育

育において、現場において教育基本法違反のことをしていないようにできるだけなっていくことを希望いたしております。

○鈴木力君 現実の認識がどうかと聞いているのです。どっちを希望するかと、そんなことを聞いているのじゃない。

○政府委員(齋藤正君) 一体、八条に違反するような教育が行なわれるおそれが全くないかといえますと……

○鈴木力君 いやいや、そんなよいことを言わなくてもいい。どっち向いているかということ

○政府委員(齋藤正君) たとえば教研集会で進路指導をどう進めるかというその論述の中に、ある発表者は一〇・一闘争を組織し、これを戦い抜いたことが労働者としての自覚を全組合員の中に高め、いまこそ階級的観点に立って子供の教育をしなければならぬという意識を強めたというような発表があるわけでございますが、そういうものを見ますと、少なくとも八条に違反する教育を行なわんとする意思を持って努力されている方があるということとは明らかだろーうと思えます。

○鈴木力君 私が聞いているのは、はじめに聞いてもらいたいですね、答弁をはぐらかさないで。これは何時までもこのことを繰り返しますから。若干どっちを向いているものがあるかないかそんなことを私は聞いていない。日本の法律に定められてある大部分の学校が政治的中立をおかした教育をやっているか、大部分の学校が政治的中立をおかしていないと判断をするかどうか。簡単なことなんでしょう、右か左か。これを答えてもらいたい。これを答えないうちはいつまでも繰り返しますから。特例があるとか、あんならこうというようなことは言ってもらいたくないですわね。

○国務大臣(鈴木亨弘君) 私どもは直接に学校の教育の内容についてタッチはいたしておりません。これは地方の教育委員会が責任を持ってやっておることでございますから、現実の教育内容に

ついて教育委員会においてこれは行なわれておるのであって、文部省はこれを直接把握はいたしておりません。ただ、現在の実情の中におきまして、私は日教組がこの倫理綱領によってやっておられる限りにおいて、これに忠実にやっておられれば、やはり法律違反の教育が行なわれておることは、可能性は十分あると考えております。

○鈴木力君 何べんも言うが、よいことを大臣が言うから話が長くなる。文部省として、日本の教育がどっちを向いているか全然知りませんと、そういうことなんでしょうか。各府県の教育委員会にまかしてあるから、政治的中立をおかしているのか、おかしていないのかわかりません、関心もありませんと、こういうことですか。

○国務大臣(鈴木亨弘君) これは御存じのように、いまの義務教育は完全に教育委員会において、これは制度によりまして……

○鈴木力君 いや、制度上のはわかっておる。○国務大臣(鈴木亨弘君) ですから、文部省は直接にそれを把握する方法がないんです。ただ、文部省としては、日教組の倫理綱領にこういうことが書いてある、ですから、これは教育の中立性をおかすおそれが多分にあるから、こういうことはしないでくださいということは申し上げます。だから、そういうことは、現場において偏向教育が行なわれてはいけぬということは文部省としては申しすけれども、この実際の事態を把握するのは教育委員会でございます。私のほうでは、実際に実地に学校の中に入って、現実にはその実態の証拠をもってこうやるといふわけにはこれはいきません。

○鈴木力君 そうすると、こういうことは確認しておいてよろしいやうでございますね。文部省としては、各学校がどういふ教育をやっているかということについては教育委員会にまかしてある、文部省は一切これには干渉もしないし、それがどっちを向こうとやって、そういう意味にとつてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(鈴木亨弘君) どっちに行こうとも

かってだとか、知らないとかいう問題じゃないですわね。いまの教育制度としては、教育の地方分権で、教育委員会が責任を持って行なう。しかし、教育委員会は、もちろんこれは国の機関でございますから、われわれが解釈すると同じ法律に基づいて、教育が正当に行なわれることをやっておるべきなんです。

○鈴木力君 そこで、倫理綱領を廃止すべきだと文部省が言っている。その見解は、さっき私の言うことを全然大臣は取り上げないけれども、私はある一つの民主団体というのは、どういふ綱領を持とうとも、どういふ方針を持とうとも、それはかってだと思ふ。かってだというのはことは悪ければ、憲法に保障されている自由のワケ内である。ただし、それを教育の場で行動に移す場合に、移すべきだといったことが、移したという解釈は成り立たないわけでしょう。そうでしょう。それを移すべきだといったら——可能性があるということは、それはまあ出てみなければわからない。言っている本人は、一つの理想を掲げながらも、教育基本法と憲法を守ろうと言っているわけですよ。そして現場では、実際には憲法違反なり、あるいは教育基本法違反なりというのは、大部分の傾向としては、そういう違反をおかしている教育というものは法律にはないわけですよ。そうしたら、日教組が言っているように、憲法と教育基本法を守って教育をやっていることが立証されているじゃないですか。それをどこからかかってな解釈をして、倫理綱領の一部に何か一つがあるから、これによって日本の教育全部が支配されておるといふような解釈は、少し行き過ぎではないか。教育委員会から法律に基づいて定められておる学校が、政治的中立をおかしてならないから、文部省に対して、倫理綱領を廃止さしてくれと、そういう要求があったか、なかったか、そのことを聞いてみたいわけですよ。

○国務大臣(鈴木亨弘君) これは組合におきま

る一つの法則だと思ひますが、いわゆる組合内部の倫理綱領という規約を定められるのは、これは

自由であります。ただ、規約の中で、その業務の実態、たとえば、ある特定の会社の組合がその組合規約の中で、この会社の運営方針とか、そういうものを組合自体内部の規約でこれをきめて、その組合がその精神によって会社の運営をやっていくということ、これは私は誤りだと思ふ。したがって、もしこの日教組の倫理綱領が組合内部の一つの規約であるならば、教育について、組合が自分の考え方で教育を行なっていくというような規約を設けることは、全くこれは、一面に言えば、組合管理の教育、教育管理の思想に基づいておると私は思います。ですから、この倫理綱領の中に、明らかに倫理綱領の精神に基づいて子供たちを教育するんだと、この教育をするということとは組合規約を逸脱しておる。ですから、単なる組合内部の規約であるならばとにかくとして、倫理綱領に明らかに教育の一つの方針をきめております。しかし、それは日教組によって、その精神によって教育は行なわれるべきものでなく、教育はあくまで国民全体に対して、正当な視野に基づいて、いわゆる正当な法規に基づいて教育されるべきものであって、日教組の組合規約によって教育が縦断されるということは、これは日本として許されるべき問題じゃございません。ですから、こういう思想に基づいて、倫理綱領に基づいて子供たちの教育をしようという、これは明らかに、組合の内部規約と申しますか、そういうものを逸脱しておる行為でございますから、私どもは、こういうものを含んだ倫理綱領はひとつやめてほしいと、こう申し上げておるわけでございます。

○鈴木力君 まだその中身については申し上げませんが、どうも形式的に、私は大臣の言うことは承服できない。何べんも私がさっきから聞いておるように、倫理綱領というものがある。これはつくてからもう十何年ですよ。いつつくったのか、私もよく調べていない。それでもって、その倫理綱領によって日教組の組合員である教師が教育をしたかどうかと聞くと、わからないと答える

んでしよう。私のほうは、そういう教育をしないという方針を運動方針に持っているんだと、日教組は。だから、大部分の法律に定められておる学校は、政治的中立をおかした教育は現にやっていないんだと。そうしたら、日教組という一つの団体を見る場合に、思想、信条の自由で保障されておる中に、こうあるべきだというものはある。あるべきだというものはある中で、教育基本法と、その他、憲法があるから、その憲法と教育基本法を第一にしながら教育をしよう、こういつておるることが、今日の日教組の組合員である教師のやっている姿だ。だからこそ、よそからも何にも言っていないわけですよ。そのところを目隠しをしておいて、現実には教育基本法のおかされていない教育が行なわれておる、それなのに、そのことこそから切り離して、何か組合に保障されておる思想の自由までも束縛するような、あるいは内部干渉めいたことを文部大臣がいつまでもやっておるということがおかしい。こうあるべきだということとは、また、ほんとうはこうならなければいけないんだということは、個人によってみんな違いますが、その思想によつて。だから、私がさっき言ったように、社会党员である教師であっても、政治的中立をおかしてはいけないんだと、こういうことがある。ただし、もちろん議論はありますよ。たとえば、憲法に違反しておるかどうかという問題は、これは解釈によつていろいろ違うわけですよ。かりに政府側が、憲法に違反していない、そう解釈しても、学説上からいうと、これは憲法に違反しているという解釈もあるわけです。だから、こつちの解釈が正しいんじゃないかという議論をすることだつて、これは自由なんですよ。教師がそういう議論をすることも、それはいけないというわけじゃないんですよ。ただし、そういう議論をする中でも、今日のこの法律があるから、それをおかさないという教育をやっている。その議論をしてはいけない。今日の日本の法律、これはつくったものですから、大体、あるべき姿というものは法律と違ふこともありすよ。いまの

法律が間違っているんじゃないか、そうすると、この法律は直さなければならぬじゃないか、そういう議論もあり得ましょう。そういうようなことも、ほんとうはこうあるべきだということを考えたいとおることも、それは事実だ。しかし、やっておることは、そんなに違反したことをやっていないか、それは、そのところをわきまえてゐる。だから、教育基本法は大事にしろと言っている。そのときにおまえのほうはこういうことをやるべきだという思想を掲げておる。教研集会でだれかが言った、一人二人がしゃべったことを持つてきて、全体の者が言ったようなことで押えつけようというのか、組合をただ押えつけようとする道具と言いますかね。だから文部省の組合対策はどろくさいとか、あか抜けしないということを世間からも批判されているのはそういうところにあるといふのです。そのところをもう一步突き抜けたらどうかか、ということを私は言っている。事實は事實として、いまのような法律違反という事例があるのは、日教組があるから、ないからということじゃないのですからね。たまにはそういうこともあるかないのだからね。たまには昔、紀元節がまだ祝日法案が通らないうちに学校で儀式をやった校長さんだつてあつたでしょう。言えはそういうことに対しては批判はあるわけです。しかし、そういうことだつて行き過ぎですよ。法律ではまだ祝日とはきまつていないうちに二月十一日を紀元節だと言つて、そうして日の丸を掲げて学校で儀式をやつた、そういう校長さんだつて前にあつた。こういうことこそ政治的中立をおかしているのだでしょう。法律が出たあととは別です。出る前にはそういうことがある。これは日教組の影響じゃないのですよ。大臣、はつきりしてもらいたい。紀元節の式を国の法律で祝日がきまらないうちに生徒を集めて式典をやつたのは日教組の影響じゃない。だから、個人の思想というものは、どつちを向いてもいろいろなものがあるのですから、それらのところには何らものを言つておられない。それして倫理綱領というのがある。あるけれども実害

がない実害がないのは日教組という団体が教育基本法をわきまえているから実害が起こっていない。そういうところは全然認めていないで、そうして、いたずらに倫理綱領というものを、いやがらせみたいな、感情みたいな言い方を繰り返している。これではどうもほんとうの教育行政になつていけないんじゃないか、こういう気持ちから申し上げているわけです。

○国務大臣(勅木亨弘君) ただいま非常な、まあ私のわからないことを聞きましたのですが、倫理綱領はここにあるけれども、憲法や教育基本法に従って日教組はやっておつて、この倫理綱領に掲げてあるようなことは行なっていないのだ、こういうことでございまずならば、私はもう事実上これは倫理綱領というものは実は空文にすぎないのだから。空文であるならば、この際あっさり、もう倫理綱領は日教組は採用しておりませんと、こういうふうにおっしゃっていただけ私はいいのじゃないかと思う。教育基本法は守るのだと言いがら、倫理綱領を守っていくと言えば、必ずこれは教育基本法に反するのでございますから、あくまで教育基本法をお守りになって教育をするのだという御精神があるならば、この際これは倫理綱領をはつきり、あっさり、もう守ってもらわないのでしたら、これは廃止していいのじゃございませんか。

○鈴木力君 どうも何べんも同じことを言わせるのですが、大臣、長くなるのは私の責任じゃないことをはつきり申し上げておきますよ。

このことはさっき話をしたでしょう、何べんも。大体、思想、信条の自由というのは保障されているのだから、こうあるべきだというスローガンなり、こうあるべきだという綱領なりを持っていることを、使わないからやめろということはよいいな話だ。それは使おうが使うまいが、持っているほうの自由なわけです。だから、私が言ったように、たとえば社会党である教師が、社会党の教えに方があるのだけれども、いまの教育基本法に、こうあるから、こちらの教育をやっているのだ、

これは許されるべきでしょう。そのときに、おまが社会党の政策を教育の場に生かさないなら——生かしたいと思っていることは間違っていない。生かさないなら社会党を脱党したらいいいじゃないかというようなことはよいことだ。それと同じことです。同じことで、その倫理綱領が、現実に大臣が言うような被害というものはないのだ。被害というものはないのじゃないに、日教組という組合の善意によってささえられていて、そのところを認めなさい。こういうことを言っている。使わなかったらやめなさいということとは、これは民主的な団体に対するいわゆる官僚の不当な支配、不当な干渉です。これはそんなことは言う必要はない。そういうことでしよう。だから、かりに日教組と文部省が交渉を開始するならば、憲法と教育基本法のワク内で話し合いをする、土俵の中で話し合いをする、そういうことを言っているわけですね。私も、これは前の文部大臣との間にも文書を交換されている。この速記録を読むと大臣の認識の外です。憲法、教育基本法の土俵の外にこの倫理綱領があるというだけの話。倫理綱領というのはそういう性格で、現実に教育はおかされてはいない。しかも、現実に教育基本法をささえているのは日教組の組合員ですから、数の上からは、そういうことです。それは日教組が命令に従わないでやっていると、皆さんのそういう判断はよいことですね。そうじゃなくて日教組の組合員が、大部分の法律に示されている、定められている学校がそういうことをやっているのですから、何もそのことを種にとつてどう言う必要はないじゃないかということですね。逆に、その土俵の中で話し合いをしなから、いまのような話を、たとえば倫理綱領で一体あなたたちは教育基本法との関係で現場はどういうことになっておるか、直接聞いてみたらどうですか、そのときに捨てられるのか捨てられないかという話は、組合と文部省の話し合いの中で、そういうことはすなおに言いたいことを言ってみたらどうですか。

○国務大臣(朝木幸弘君) 私どもは倫理綱領の廃止、政治的中立の確保、実力行使の廃止という三項目を提出してもらって要望しているわけですが、いまが、特にその他の問題につきまして、たとえば実力行使の廃止でございまして、たまたま問題につきましても、現在の段階においてはこれは日教組においておやめになる意思はないようでございます。倫理綱領につきまして、鈴木委員はこれは日教組の善意によって教育基本法に従ってあくまでやるので、教育基本法に反するような倫理綱領の内容については実施はしていないというふうにいまいおっしゃいましたが、もしそういう実施していないならば、私は、われわれの申し出は当然のことであって、日教組のほうで御注意をいただくべき筋合いではないか、実施をしないものをただ口頭禅のように掲げてあるだけならば、これは思い切つてひとつ直ちに倫理綱領をやめていただくことは当然のことであって、私どもは当然なことではあると望んでいる。これは三項目でございまして、これは不当な御要望を私どもが申し上げているとは思っていないのです。ですから話し合いといつても、その話し合つてこれを廃止するとか、そういったような御意思があるのなら別ですけれども、何らそういうことについて意思がないのに、私どもはこの重要な三つを当然のこととして御要望を申し上げておるのでございまして、これはいまも鈴木さんからいろいろのお尋ねがございまして、倫理綱領はこれは善意によって行なっていないのだということ、言いかえますれば、倫理綱領の通りやれば教育基本法の違反になるということをお認めになっておられると思うのであります。こういう意味におきましては、どうしてもやはり、私はわれわれの要望を日教組の方かひとつ一日も早くお聞き入れを願う、そういうふうになりましたならば、私どもはいつでも喜んで日教組の方々といつでもお会いする、こういう気持ちでいるわけでございます。ですから倫理綱領におきましても、これを私どもは絶対に廃止することができないなら、その間違

いの点だけはやはり再考していただくという日が一日も早くくることを希望している次第でございます。

○鈴木力君 よけいなことを言ってもらってはいけません。私は何も倫理綱領が組合の中立をおかしていると言つたわけじゃない。文部大臣が憲法と教育基本法のワクの外にあるのが倫理綱領だということから、かりにそうだとすると、現実に教育が行なわれて、そういうワク外の教育は行なわれていないじゃないか、事実として、それは日教組という団体が自主的にやっているのです。ただし、私が知っている範囲では、教育基本法と憲法に違反した教育は大部分の学校はやっていない。日教組の組合員がいる学校、法律の定める学校で、ほとんどの学校は政治的中立をおかしたといひますか、その中立をおかさない教育をやっている。この現実には日教組という団体が憲法と教育基本法を大事にしているという方針を大きく掲げているからだ。それは文部省も指導理念で、その指導の行き過ぎもありまして、その問題はまた別なんです。一つの行政の指導の問題もあるかもしれないが、組合側のそういう運動方針を読んで見ればわかる。憲法と教育基本法というものを非常に大事にしておる。これに従つて教育をしなければならぬことを一面から言っているでしよう。だから、一つのワク内で、憲法のワク内で保障されておる思想、信条の自由、あるいはこうなればならないという一つの理想像というものがある、理想像はだれがどんなものを持ってもかまわぬというのが憲法の精神なんですよ。現実に教育はどう行なわれているかということが教育基本法なんです。そうすると、それとこれと無理に結びつけて、高い理想像を捨てなさいという大臣こそ、憲法違反の疑いがどうも出てくるような気がしますけれども、これは違反だとは言いませんが、憲法には保障されておる思想、信条の自由なり、あるいはそちらの一つの考え方なりというものは、これはあったって、その他の教育基本法なり、それをおかす教育をやっていないければ、それ

でいいんじゃないか。またそれは、しかし、私はここで、もう大臣そろそろ時間ですから、あとこの次の機会に続きますけれども、そうはいっても文部省には文部省の考え方があるんだから、そこで考え方が間違いだと言わなくてもよろしいわけですね。要望しておる——それなら要望しておつてもよろしい。要望しておつて、向こうがどう答えるかというところは、会つてお互いに話をする中で要望し、話し合つても答えが出てこなければいけないわけで、強い要望である、それは要望として生かされておる。この前の中村文部大臣と日教組との会見の文書の中にも要望は生かされておる。日教組側は組合に対する不当な干渉だと思つけれども、じかに言いたいことを言いつつする機会だから、そういうことになっているのです。これは文部大臣が会うというこののじゃまにはならないわけなんです。会つた中で、なおさらそういう問題をいろいろと詰めていって要望を続けておるわけですね。まあその答えは、それでわかりましたとは言われないでしうから、御答弁はこの次でよろしい。私も時間がございせんから、この問題の続きは——いま倫理綱領だけやりましたけれども、たくさん問題がずいぶんありますから、それらの問題を含めてこの次の委員会でもた継続させてもらいます。

○中野文門君 ただいまの引き続きこの次の委員会というお話でございしますが、午前中の理事会で大体の話し合いもございまして、さらに本委員会閉会後、あらためてまたその点は、明後日のことは御相談をしてもらいたいと思いますが、委員長いかがでしうか。

○委員長(大谷藤之助君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(大谷藤之助君) 速記を起して。他に御発言なければ、本件に対する本日の質疑は、この程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日本学術振興会法案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事項」の下に「を定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項」を、「もつて高等学校」の下に「及び特殊教育諸学校の高等部」を加える。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中

第一表

課程の別	人員の区分	除すべき数
全日制の課程	一人から二百七十人まで 二百七十一人から六百七十五人まで 六百七十六人から千八百八十人まで 千八百八十一人以上	二十二・十八 二二・五 二二・五 三十七
定時制の課程	一人から二百四十人まで 二百四十一人から六百六十人まで 六百六十一人以上	二十八・五 三十三・五 三十五
通信制の課程	一人から六百一人まで 六百一人から千二百一人まで 千二百一人以上	六十 九十 百三十

「昭和二十二年法律第二十六号」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「校長」の下に「（特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長とする。以下同じ）」を、「実習助手」の下に「（寮母）を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 この法律において、「特殊教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

第五条中「三百人」を「二百七十人」に改める。

第六条中「全日制の課程又は定時制の課程における」を削り、「五十人」を「全日制の課程にあつては四十五人」に改め、「四十人」の下に「定時制の課程にあつては四十人」を加える。

第七条中「教職員定数」を「高等学校教職員定数」に改める。

第九条第一号中「又は定時制の課程に置かれる農業、水産、工業、商業若しくは家庭に関する学科又は」を「に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科又は全日制の課程若しくは定時制の課程に置かれる商業若しくは家庭に関する学科若しくは」に改め、第一表を次のように改める。

第九条第一号第二表中「農業」を「全日制の課程に置かれる農業」に、「一・二五」を「一・二二五」に、「商業」を「全日制の課程又は定時制の課程に置かれる商業」に、「政令で定める学科」を

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して二百四十人以上となる全日制の課程については当該乗じて得た数に二を加える。

第九条第三号中「以下次号及び次条において同じ」を削り、「二」を「二二」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 全日制の課程又は定時制の課程で、生徒の数（全日制の課程に置かれる農業、水産若しくは工業に関する学科若しくはその他の専門教育を主とする学科で第六条の政令で定めるものに属する生徒の数又は定時制の課程の生徒の数については、当該学科に属する生徒の数又は当該課程の生徒の数に二・二五を乗じて得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは二に切り上げ、零であるときは切り捨てる）とする。第十一号及び第十二号並びに第十三号第一号及び第二号において同じ」が四百五十人以上のものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる課程の規模に区分し、各区分ごとの課程の数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	四百五十人から九百四十四人まで 九百四十五人から千三百九十四人まで 千三百九十五人以上	三二・一 三二・一 三二・一
定時制の課程	四百五十人以上	一

第九条に次の一号を加える。
五 通信制の課程を置く学校の数に二を乗じて得た数
第十条中「六百一人」を「四百五十人」に、「二」を「二二」に、「学校」を「全

日制の課程又は定時制の課程」に改める。
第十一号第一号中「三百人」を「二百七十人」に、「二百人」を「千八百八十人」に改め、同条第二号中「又は工業」を「工業、商業又は家庭」に改め、同号の表を次のように改める。

学科の区分	算定の方法
農業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
水産に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、当該乗じて得た数に二を加える。
工業に関する学科	当該学科の数に二を乗じ、当該学科に属する生徒の数が合計して七百二十人以上となる場合は、二を加える。
商業又は家庭に関する学科	当該学科に属する生徒の数が合計して全日制の課程にあつては六百七十五人以上、定時制の課程にあつては六百人以上となる場合は、それぞれ一とする。

第十二条第一号の表を次のように改める。

人員の区分	除すべき数
一人から二百六十人まで	二百六十九
二百七十人以上	四百五

第十二条第三号中「六百」を「六百」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生徒の数が八百人以上の全日制の課程又は定時制の課程の数に二を乗じて得た数

「第六章 雑則」を削る。

第十三条中「農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるものがあるときは、」を「次の各号に掲げる公立の高等学校があるときは、それぞれ」に、「減ずることができる」を「減ずるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校で政令で定める特別の事情があるもの

二 政令で定める学科を置く公立の高等学校第十五条中「第七号」の下に「及び第十五条」を加え、「教職員定数には」を「高等」学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数には」に改め、同条を第二十三条とする。

第十四条に見出しとして「(非常勤講師に関する特例)」を附し、同条中「第九号」の下に「又

は第十七条」を、「高等学校」の下に「又は特殊教育諸学校の高等部」を加え、「同条」を「これら」に改め、「当該学校」の下に「又は当該高等部」を加え、同条を第二十一条とし、同条の前に次の二章及び章名を加える。

第六章 公立の特殊教育諸学校の高等部の学級編制の標準

第十四条 公立の特殊教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、やむを得ない事情がある場合を除き、十人を標準とする。

第七章 公立の特殊教育諸学校の高等部の教職員定数の標準

第十五条 公立の特殊教育諸学校の高等部に置くべき教職員の当該特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「特殊教育諸学校高等部教職員定数」という。)は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特殊教育(校長の数)

第十六条 校長の数は、高等部のみを置く特殊教育

育諸学校の数に二を乗じて得た数とする。

第十七条 教諭等の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部(本校及び分校の高等部は、それぞれ一の高等部とみなす)について、当該部の生徒の数を五で除して得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)の合計数

二 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

三 養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く)の数に二を乗じて得た数と養護学校の高等部で肢体不自由者である生徒を教育するものの数に二を乗じて得た数の合計数

(養護教諭等の数)

第十八条 養護教諭等の数は、高等部のみを置く特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数とする。

(実習助手の数)

第十九条 実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数

二 養護学校の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く)の数に二を乗じて得た数

(寮母の数)

第二十条 寮母の数は、特殊教育諸学校に置かれる寄宿舎に寄宿する高等部の生徒の総数を六で除して得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる)とする。

(事務職員の数)

第二十一条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の高等部の数に二を乗じて得た数とする。

第八章 雑則

附則第四項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第五項及び第六項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改め、これらの項の表中昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの項及び昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの項を削る。

附則第七項中「昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則第八項中「次の部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、各号を削る。

附則第九項中「前項各号に掲げる部分」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの項中第一学年に係る部分」に改め、同項の次に次の一項を加える。

10 次の第一表に掲げる学年に係る学級編制の標準については、第六条中次の第二表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一表

一 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの第二学年、第三学年及び第四学年

二 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの第三学年及び第四学年

第二表

一 学級 全日制の課程又は定時制の課程における一学級

四十人、定時制の課程にあつては四十人

の公立の高等学校にあつては五十人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては五十人、附則第十項第一号の第二学年及び同表第二号の第三学年については、附則第八項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十人、附則第九項の規定に該当した都道府県の区域内の公立の高等学校にあつては四十二人

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

2 公立の高等学校の学級編制の標準に関する経過措置

ついては、昭和四十六年三月三十一日(同年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの第一学年以外の学年で毎年度政令で定めるものに係る標準については、同日)までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下「新法」という。附則第十項第一表に掲げる学年以外の学年については、新法第六條の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況等を考慮し、同条に定める標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校教職員定数の標準に関する経過措置)

3 高等学校教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日(政令で定める特別事情がある都道府県又は市町村については、昭和四十八年三月三十一日)までの間は、新法第七條の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の高等学校に置かれていた教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 (高等学校教職員定数の算定に関する経過措置)

昭和四十六年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間においては、新法第九條第一号及び第四号、第十條、第十一條第一号及び第二号並びに第十二條第一号及び第二号の規定の

適用については、これらの規定を適用する場合における生徒の数のうち附則第二項に規定する第一学年以外の学年で毎年度政令で定めるものに係る生徒の数を、毎年度政令で定めるところにより補正して適用するものとする。

(特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に関する経過措置)

5 特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、昭和四十六年三月三十一日までの間は、新法第十五條の規定にかかわらず、生徒の数の減少及び公立の特殊教育諸学校の高等部に置かれていた教職員の総数を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

日本学術振興会法案
日本学術振興会法

目次

- 第一章 総則(第一條―第七條)
- 第二章 役員及び職員(第八條―第十七條)
- 第三章 評議員会(第十八條・第十九條)
- 第四章 業務(第二十條・第二十一條)
- 第五章 財務及び会計(第二十二條―第三十一條)
- 第六章 監督等(第三十二條―第三十四條)
- 第七章 雑則(第三十五條・第三十六條)
- 第八章 罰則(第三十七條―第三十九條)

附則

(目的)

第一條 日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実

施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二條 日本学術振興会(以下「振興会」という)は、法人とする。

(事務所)

第三條 振興会は、事務所を東京都に置く。

(基本金)

第四條 振興会の基本金は、附則第九條第三項の規定により承継する財団法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

(登記)

第五條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六條 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、振興会について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八條 振興会には、役員として、会長一人、理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九條 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び

び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十條 役員は、文部大臣が任命する。

(役員の内命)

第十一條 役員の内命は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

(役員の内命)

第十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員の内命)

第十三條 文部大臣は、役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するときは、その役員を解任することができ、

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の内命)

(役員の内命)

第十四條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五條 振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(職員の内命)

第十六條 振興会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質)
第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

第十八条 振興会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。
3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。
(評議員)

第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)
第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給すること。

二 学界と産業界との協力による学術の応用に關する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうこと。

三 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうこと。

四 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。

五 学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各

号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。
(業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第二十二条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(事業計画等の認可)

第二十三条 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十四条 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十五条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。
(利益及び損失の処理)

第二十六条 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(短期借入金)

第二十七条 振興会は、文部大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
(余剰金の運用)

第二十八条 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第二十九条 振興会は、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)
第三十一条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督等

(監督)
第三十二条 振興会は、文部大臣が監督する。
2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)
第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の配属)
第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配属をするものとする。

第七章 雑則

(解散)
第三十五条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十六条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十一条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしよ
うとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七條 第三十三條第一項の規定による報告
を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報
告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為
をした振興会の役員又は職員は、三万円以下の
罰金に処する。

第三十八條 次の各号の一に該当する場合には、
その違反行為をした振興会の役員は、三万円以
下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を
受けなければならない場合において、その認
可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記
することを怠つたとき。

三 第二十條に規定する業務以外の業務を行な
つたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕
金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の
命令に違反したとき。

第三十九條 第六條の規定に違反した者は、一万
円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(振興会の設立)

第二條 文部大臣は、振興会の会長、理事長、理
事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、理事長、
理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の
時において、この法律の規定により、それぞれ
会長、理事長、理事又は監事に任命されたもの
とする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、振興会
の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、振興会の設立の準備を完了した
ときは、その事務を前条第一項の規定により指
名された会長となるべき者に引き継がなければ
ならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名され
た会長となるべき者は、前条第二項の規定によ
る事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政
令で定めるところにより、設立の登記をしなけ
ればならない。

第五條 振興会は、設立の登記をすることによつ
て成立する。

(経過規定)

第六條 この法律の施行の際現に日本学術振興会
という名称を使用している者については、第六
條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用
しない。

第七條 振興会の最初の事業年度は、第二十二條
の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、
昭和四十三年三月三十一日に終わるものと
する。

第八條 振興会の最初の事業年度の事業計画、予
算及び資金計画については、第二十三條中「当
該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会
の成立後遅滞なく」とする。

(財団法人日本学術振興会からの引継ぎ)

第九條 昭和七年十二月二十八日に設立された財
団法人日本学術振興会は、寄附行為に定めると
ころにより、設立委員に対して、振興会におい
てその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申
し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた
ときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しな
ければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人日本学
術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成
立の時において振興会に承継されるものとし、
財団法人日本学術振興会は、その時において解
散するものとする。この場合においては、他の
法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適

用しない。

4 附則第四條の規定により振興会の設立の登記
がされたときは、登記官は、職権で財団法人日
本学術振興会の解散の登記をし、その登記用紙
を閉鎖しなければならない。

(地方税法の一部改正)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「日本学校給
食会」の下に、「日本学術振興会」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十一條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十
年法律第九十五号)の一部を次のように改
正する。

第二十四條第二項中「オリンピック記念青少
年総合センター」の下に、「日本学術振興会」
を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中日本開発銀行の項の次
に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和
---------	-------------

四十二年法律第	号)
---------	----

(法人税法の一部改正)

第十三條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)
の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中南方同胞援護会の項の
次に次のように加える。

日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和
---------	-------------

四十二年法律第	号)
---------	----

(印紙税法の一部改正)

第十四條 印紙税法(昭和四十二年法律第
号)の一部を次のように改正する。

別表第三の表中公害防止事業団法(昭和四十

年法律第九十五号)第十八條第一号から第三号
まで及び第五号(業務の範囲)の業務に関する
文書の項の次に次のように加える。

日本学術振興会法(昭和四十二年法律第
条第一項第三号(業務の範囲)の業務に関

する文書
第二十 日本学術振興会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第八七
五号)

一、学校建築費の国庫負担率引上げに関する請
願(第八七六号)

一、鹿児島大学水産学部水産増殖学科新設に
関する請願(第八七七号)

一、校庭拡張等に伴う校地取得に対する国庫補
助に関する請願(第八七八号)

一、第二十七回国民体育大会の鹿児島県開催に
関する請願(第八七九号)

一、大学等の授業料値上げ反対並びに奨学資金
拡充に関する請願(第八八八号)

一、各種学校新制度の早期確立に関する請願
(第八九〇号)

一、心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校
及び学級増設に関する請願(第八九一号)(第
八九六号)(第八九七号)

第八七五号 昭和四十二年四月十日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島

県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第八七六号 昭和四十二年四月十日受理

学校建築費の国庫負担率引上げに関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島
県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君
学校建築費の国庫負担率を二分の一に統一し、また、へき地学校の集会所等の建築費の国庫負担率を三分の二とされた。

理由
一、義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかると重要な事項である点と財政負担に苦しむ地方財政の窮状とにかながみ、その施設費も教員給与費と同様両者で折半負担すべきである。しかるに、同じく義務教育機関でありながら、小学校の建築費国庫負担率が三分の一であり、中学校のそれが二分の一となつてゐるのは不合理である。
二、また、へき地教育の振興を図るため、へき地学校をもつ市町村の財政貧困の状況を特に考慮すべきである。

第八七七号 昭和四十二年四月十日受理
鹿児島大学水産学部水産増殖学科新設に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島県
県議会議長 大坪静夫

理由
鹿児島大学水産学部、水産増殖学科を設置することは、鹿児島県の沿岸内水面の立地的条件並びに水質等のあらゆる環境を高度に利用し、本県水産振興の基盤として、地域産業の飛躍的發展に寄与する目的から計画されたものであり、本学科の、獲る漁業から作る漁業への転機に立つ本県水産業等の振興に貢献するところはすばる大い。

第八七八号 昭和四十二年四月十日受理
校庭拡張等に伴う校地取得に対する国庫補助に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島県
県議会議長 大坪静夫

紹介議員 田中 茂穂君
国は、地方公共団体が安んじて学校用地を取得できるように十分な財源措置を講ぜられたい。

理由
最近における学校用地の取得は、土地の値上がりその他の事情により年々困難な実情にある。特に人口増の激しい地域では住宅の建設に先行して買収を行なわなければ、まとまつた取得はきわめて困難であるうえにばく大な資金を要する。とくに、経済基盤の貧弱な鹿児島県では、校庭拡張、小規模の学校統合による校地の取得については、非常に困難な状況にある。

第八七九号 昭和四十二年四月十日受理
第二十七回国民体育大会の鹿児島県開催に関する請願
請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島県
県議会議長 大坪静夫

理由
国民体育大会の鹿児島県誘致については、昭和三十七年十二月、県議会においてその意志を表明し、さらに昭和三十九年十二月には第二十四回国民体育大会の開催に関する決議をおこない、以来、早い機会の国民体育大会の開催に備えて施設、設備の整備を進めている。

第八八八号 昭和四十二年四月十一日受理
大学等の授業料値上げ反対並びに奨学金拡充に関する請願(五通)
請願者 大阪市此花区高見町二ノ二 栗栖 忠外二百七十九名
紹介議員 鈴木 市蔵君
国立大学授業料値上げ案を否決されたとともに、四十二年度の育英事業費を最低限、左記のとおり拡大されたい。
大学院に關して

一、四十二年度育英事業費文部省案を完全に実施すること。

文部省案
博士課程 一万八千円 九千七百円
人(貸与率は百パーセント)
修士課程 一万三千円 一万一千円
人(貸与率は百パーセント)
学部生 六千五百円に増額し、一般奨学生を大幅に増員すること。少なくとも年間所得八十三万円以下の世帯出身者には全員貸与でできるだけの措置をとること。

理由
一、さきに大蔵省は、国立大学授業料値上げを示唆したが、これによると二、三倍の額に値上げされることになり、もし実施されれば単に国立大学ばかりでなく、公私立大学の授業料値上げを誘発し、教育費の個人負担をさらに引き上げることになるばかりでなく、大蔵省がのべているように、この値上げの理由が、私立大学授業料との格差是正にあるとするなら、これは大学教育に必要な基本的経費を学生の個人負担に転嫁せんとするもので、国が教育に対して負つてゐる責任を回避するものである。私立大学の授業料は国庫補助によつて軽減されるべきである。私たちは大蔵省の国立大学授業料値上げの企図を容認できない。

二、今日、大学院学生は、生活費と研究費をうるために貴重な時間をアルバイトにさいている。国が大学院制度を充実させるとともに、大学院学生に対して十分に研究、勉学に専念できるだけの生活費と研究費を保障しなければ、日本の学術振興にとつて大きな弱点となる。これは学問の発展に伴い、大学院に進学するものの数が増加した昨今とくに重要なことである。

三、大学院、学部学生の研究、勉学を経済的に保障するには、日本育英会の奨学金を拡充することが不可欠であり、そのために国の予算として、育英事業費を大幅に拡大する必要がある。

第八九〇号 昭和四十二年四月十二日受理
各種学校新制度の早期確立に関する請願
請願者 東京都渋谷区代々木三ノ二二全国各種学校総連合会内 迫水久常
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第九六号と同じである。

第八九一号 昭和四十二年四月十二日受理
心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願
請願者 千葉市松波二ノ二四 千葉隼人外七十九名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第八九六号 昭和四十二年四月十二日受理
心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願(二通)
請願者 埼玉県川越市天沼新田二〇四 黒川千代子外五十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第八九七号 昭和四十二年四月十二日受理
心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校及び学級増設に関する請願
請願者 秋田県仙北郡田沢湖町神代 小林 尚子外百七十二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、伊勢皇大神宮等特定神社の国家護持に関する請願(第九九三号)
第九九三号 昭和四十二年四月二十日受理
伊勢皇大神宮等特定神社の国家護持等に関する請願
請願者 鹿児島県山口市上福元町二、九三

五ノ七世直し連盟内 黒木弥千代
外十六名

紹介議員 迫水 久常君

伊勢皇大神宮、熱田神宮をはじめ、皇祖皇宗の
びよう、靖国神社、護国神社を宗教法人から切り
離し、国家護持として特別な措置を講ずると
もに、国会議事堂まん中の正面上位に天照皇大神
を奉斎する「神だな」を備えられたい。

理由

一、日本は古来祭政一致の国であり、特に神道
をもつて国の大本としている。しかるに、占領軍
の日本弱体化政策に基づく「神社指令」によつ
て、神社は宗教法人に加えられたが、神社その
ものと宗教とは本来同一のものではなく、日本
の神道は教理にあらずして道である。よつて、
神社はすべからず宗教法人から切り離すべきで
ある。

二、英国などの政治家は、国会の登壇に先立ち教
会におもむいて祈りを捧げ、米国大統領の就任
式においては、うやうやしく聖書に手を触れて
宣誓するといわれる。わが国では、国会の開会
式において陛下のありがたい御言葉があるが、
これとともに議員諸公が天照皇大神の御前に清
明と奉公の誠を神と国民に誓つて政治を行なう
べきである。

三、孔子は政治の要といとして、食（経済生活と
社会開発）、兵（武備と国防）、信（道義と文教）
の三つをあげ、この中で信にもつとも重きをお
いている。これは古今東西に通ずる政治の根本
であり、政治家や政党はみずから率先して姿勢
を正し、もつて民心をうることが肝要である。